

札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会  
第3回評価ワーキンググループ

会 議 録

日 時：2021年8月11日（水）午後5時開会  
場 所：札幌市子ども未来局大会議室（Web会議）

## 開 会

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、定刻を過ぎていますので、札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会評価ワーキンググループの第3回会議を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、皆様ご参加いただきありがとうございます。前回に引き続き、札幌市子ども未来局子ども企画課長の島谷が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

会議に入る前に、報告事項でございます。

本日も、ご覧のとおり、新型コロナウイルス感染防止のためZ o o mでの開催とさせていただきます。委員の皆様はもちろん、我々子ども未来局子ども育成部、札幌市児童相談所、それと保護自立支援担当部、あと札幌市保健所からそれぞれZ o o mで参加させていただきます。皆様聞こえていますでしょうか、大丈夫でしょうか。

それと、本日の会議は、前回に引き続きまして公開で実施することとしてございます。ユーチューブでもう既にライブ配信が始まっておりますので、皆様にお知らせいたします。

続きまして、本日の資料なのですが、前回用いました「令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の対応について」を使わせていただきます。皆様お持ちでしょうか。

そのほか、郵送で生活支援担当部からの提出資料といたしまして、令和3年第2回新任ケースワーカー研修のパワポの資料、それと、各区において実施方針を策定する際に発出する「令和3年度区生活保護業務実施方針の策定及び総点検の実施などについて」という通知文と、各区の令和3年度生活保護業務実施方針を既に配付させていただいておりますが、皆様お手元にありますでしょうか。大丈夫ですね。

それでは、この後、順次進めさせていただきたいと思いますが、開催途中で声が聞こえなくなったですとか、あと、映像が乱れたりして見れなくなりましたら随時お知らせいただければと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行につきまして松本座長のほうにお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 議 事

○松本座長 どうもこんにちは。夕方のお疲れがそろそろ出てくる時間帯になりますけれども、お時間をいただいております。マスクをしながらでありますけれども、私の声は問題ないでしょうか。

今日ですけれども、途中で休憩を挟んでということになりますけれども、晩御飯のこともありますし、あまり遅くなくてもあれですので、大体、予定の時間って何か目途ありましたか、大体8時頃ということですよ。

○事務局（島谷子ども企画課長） 8時目途で考えています。

○松本座長 大体それぐらいの時間でというふうに思っております。もちろん、大事な議論の途中で打ち切るということはするつもりはありませんけれども、それぐらいの時間を目途に、最後の10分ぐらいは、今後どういうふうな形で進めるかということを議論して終わりたいというふうに思います。

それで、今日の進め方なのですけれども、前回、1期のところについて、特に母子保健

の在り方等も含めてかなりいろいろご意見をいただきました。前回で、生活支援担当、生活保護のところの実施方針とか研修についてどうなっていますかという資料を共有しましょうということで送っていただいています。あと、母子保健の人員配置の推移についてということで。

○事務局（島谷子ども企画課長） データのほうでご用意していますので。

○松本座長 そうですか、分かりました。そこはデータで今日ご紹介いただけるということですね、必要があれば。

分かりました。それで、進め方ですけれども、それを先にいろいろご説明いただくということもあるのですけれども、むしろ2期のほうの説明をしていただいて、2期のところで生活保護の受給の打ち切りということもありますので、生活保護のところはどういうふうに見えたか、その連携の問題と研修の問題と絡んでくると思いますので、2期のところのご説明いただいて、そこでの議論をする中で、送っていただいた資料についても、必要があればちょっと触れていただく、ご説明いただくというふうにしたいと思いますが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

今日のところは2期、3期というふうにして、できれば最後まで一旦説明をいただいて、意見交換をして、次回以降の進め方について最後に議論したいというふうに思っております。よろしゅうございましょうか。

それでは、まず2期のところの説明をお願いします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、事務局の島谷のほうから、第2期から説明させていただきます。

お手元の資料、「令和元年6月死亡事例の経過における課題と現在の対応について」の10ページをご覧ください。

第2期、平成30年9月から平成31年3月まででございます。こちらの期間は、1回目の児童虐待通告が入ってから、まず、生活支援担当の支援が廃止になったこと、それと、A区からB区に転居した、この期間になってございます。そのうち、ナンバー15から20につきまして、こちらは児童相談所に1回目の児童虐待通告が入り、調査担当職員が世帯の状況を聴取し、区の保健師、生活支援担当と情報共有している経過でございます。

この時期の課題といたしましては、（18）番、調査担当職員が虐待通告の事実を家庭児童相談室に情報提供していないこと。その下、（19）番、母子保健担当と家庭児童相談室が連携する形にはなっていないこと。その下、（20）番、虐待通告事実について、保健センター内で担当保健師にとどまっていたこと。家庭児童相談室は通告の事実を認知することはなかったこと。続きまして（21）番、保健師は虐待通告後、架電、訪問するも、母子には会えず、その後、連絡をとる行動を起こしていないこと。3カ月の経過観察への来所がなかったにもかかわらず、組織内で共有する場が持たれなかった。その下、22番、通告を受けた際の児童相談所と保健師との情報共有が不十分であり、その後のリスク評価を見誤ることになったこと。その下、（23）番、国から活用を促されていますリスクアセスメントの作成について、児童相談所内で周知が徹底されていなかったこと。その下、（24）番、10ページから11ページにまたがりませんが、児童相談所は保健師に対し早期の見守り依頼を要請していますが、保健師は自らの役割を限定的に判断したこと。また、見守り要請は、誰が何をするのか、どういうときに動くのかを含めて要請すべ

きだったことが上げられております。

そこで、現在の対応といたしまして、11ページの中段、(18)、(19)と書いたところに記載してございますが、現在、全ての虐待の通告事実につきましては、児童相談所から家庭児童相談室へ情報提供を行ってございます。また、家庭児童相談室におきましても、アセスメントに関わる情報を定期的に収集し、必要に応じて児童相談所に情報提供を行っております。また、家庭児童相談室では令和3年4月までに相談件数の特に多い6区、中央区を初めとした6区におきまして、職員を計9名増員いたしました。その結果、要対協の個別ケース検討会議開催件数も令和元年から2年度にかけて約300件増加するなど、迅速で、より丁寧な対応が可能となり、必要な支援につながったものと考えております。

その下、(20)番、こちらは、児童相談所より虐待通告事実について保健センターへ照会があった場合は、可能な限り詳細な情報を伝えることとしており、特に乳幼児健診の結果については、具体的な数値やその評価について必ず伝えることとしております。また、照会内容を記録し、速やかに上司に報告するよう、日常業務の徹底について確認し、取り組んでいるところでございます。

次のページをご覧ください。12ページです。

(21)番の現在の対応、こちらの、保健所の未受診対策、こちらは前回説明いたしましたので本日は省略させていただきます。

その下、12ページの中段、(22)番、こちら、令和元年12月以降、児童相談システム、家庭児童相談システム及び母子保健システム、それぞれが使っておりますシステム、こちらの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させ、支援内容などを速やかに把握することができるようにしたところでございます。さらに、本年7月に稼働いたしました子育てデータ管理プラットフォームでは、各システムの情報を集約することにより、支援対象者の情報、健診の受診状況ですとかその結果、または、支援の有無などを一括で確認できるようにしたところでございます。また、画面上の情報のみで判断するのではなく、担当者間で直接確認をとり、情報の正確な理解に努め、対象者への支援を進めるよう各課に通知するなど、運用上の留意点を確認しているところでございます。

その下、現在の対応の(23)番です。こちらは、現在は、虐待通告のあった全ての対象児について、児童虐待調査の際は在宅支援アセスメントシートを作成、活用することを徹底しているところでございます。在宅支援アセスメントシートに基づき、虐待調査の結果報告を行うことで、虐待リスクなどについて組織的に確認、検討の上、今後の支援などの判断につなげているところでございます。

13ページをご覧ください。

続きまして、現在の対応の(24)番でございます。

児童相談所から関係機関に対する見守り要請につきましては、虐待調査の結果を丁寧に説明するとともに、関係機関に対し、見守りのポイントや支援方法について具体的に説明しているところでございます。また、平時から、虐待リスクに応じて、児童相談所または家庭児童相談室が定期的に関係機関から情報収集することとしてございます。

続きまして、主な事例の経過のナンバー21、ナンバー22でございます。

こちらは、実母から交際相手と同居するとの申し出があり、生活支援が廃止するまでの

経過になってございます。

この時期の課題といたしましては、課題の右側、(25)番に記載していますとおり、実母の交際相手から生活状況や収入を直接聞き取ることなく生活支援の廃止を決定していること。その下、(26)番、生活支援担当は経済的自立に重点が置かれており、家庭状況の変化ですとか困難さへの考慮の視点が欠けていたということ。(27)番、生活支援担当から保健師への情報提供がなく、保健師は生活支援の廃止と転居したという事実を次の虐待通告時まで知らなかったことが上げられます。

そこで、現在の対応といたしましては、その下段、本庁部局から各区に対しまして、世帯の転居時は速やかに移管処理を行うこと、虐待の疑いなどで他機関との連携していた世帯の支援廃止時には、関係する連絡先に必ず情報提供するよう指示し、運用しているところでございます。また、子どものいる要支援世帯への適切な支援・連携に向けた取組を着実に実施するため、経済的自立に限らず、日常生活の自立、社会生活の自立を支える視点から、要支援世帯の援助方針を設定し、世帯状況に変化があったときには適切な関係機関と連携することとしております。

14ページをご覧ください。

14ページ、主な事例の経過、ナンバー23からナンバー25にかけてでございます。こちらは、実母が認可外保育施設へ利用申込を行い、A区からB区へ転居するという経過でございます。

この時期の課題といたしましては、右の記載のとおり、(28)番、本児を要対協の支援対象とするなど、母子の生活状況を把握していれば、保育施設の協力を得て実母のサポートやモニタリングが可能であったことが上げられます。

その下、それに対する現在の対応といたしまして、中段にあります(28)番、こちら、保健所の現在の対応につきましては、前回説明させていただきましたので、本日は省略させていただきます。

その下段、保育施設への働きかけといたしまして、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の職員を対象に、児童相談所の課長、係長を講師として、「札幌市における児童虐待防止への取組」と題し、研修会を開催したところでございます。

認可外保育施設につきましては、令和元年度に実施した研修会で全児童に児童虐待防止ハンドブックを配付し、保育施設への立入調査の際には、ハンドブックを参考として、虐待などが心配される子どもの有無ですとか、事案が発生した場合の対応について確認を行ったところでございます。令和2年3月に、児童虐待防止ハンドブックのダイジェスト版を保育所・幼稚園と、学校用、関係機関用の3種類を作成し、令和2年10月に全ての職員に配付したところでございます。

第2期におけます課題と現在の対応については、以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。一旦切って、第2期のところでの意見交換なり質問をして、ちょっと時間を見て、6時ぐらいで一旦意見交換を打ち切って、第3期のほうの説明をいただいて、また全体に返るというふうな、そういうふうを考えております。

ということで、第2期のところ、どこからでも結構ですので、ご質問等いただければと思います。

では、ちょっと私のほうから。生活保護のところ、重点事業のところ、子どもの話を

入れて、あとは虐待のことで研修をしてということでしたけれども、それ、資料をいただいています。具体的にどのような、研修は児相が、地域連携課が講師として行われた部分ですけれども、これは、もう一度、どういう対象で、どういう頻度で、今後もどういうふうにして行われるかというようなこと、ワーカーさんのほうからすると、新任のワーカーさんになって、どういうタイミングでどういうふうにして受けていくのかということをお教えください。もう一つは、生活保護の全体の研修の中で、子ども、子育て世帯に対する配慮のようなことは現時点でどういうふうに進められていて、今後どういうふうになっていくのかということもちょっと教えていただけませんか。特に、ワーカーさんが仕事をしていく中で、どういうタイミングでどういう形の研修を受けるのかというふうな観点でちょっと教えていただけるとありがたいです。

○高橋保護自立支援課長 保護自立支援課長、高橋です。研修なのですが、お配りした資料、児童虐待防止についてというもののなのですが、こちらですね、これは、ケースワーカー、あとSV、係長ですね、さらに保護課長、さらに、庶務を担当しております、保護の管理係というのがあるのですが、そこまで含めて全職員対象にこの研修を昨年度行っております。ただ、前回のときもちょっとお話ししましたとおり、集合研修は、今、やはりコロナ禍ということで困難なものですから、研修講師の方がこの資料にのっかって、プレゼンテーションソフトを使って実際に解説しながら、動画を撮って、それを配信して、見てくださいというような形でやっております。今年度も7月に、新採用のケースワーカー対象の研修では、これを見てもらうというような形でやっております。今、児童虐待に関する研修というのは、ケースワーカーに対するものに関してはこれだけということにはなっております。

研修については以上です。

○松本座長 分かりました。これは新任研修ということですが、全ての職員というのは、新任の方に限らず全てという意味ですか。

○高橋保護自立支援課長 昨年度は全職員です。今年度は、新しく入ってきた方にやっておりますので、今いる方は皆さんこれを聞いているという状況であります。

○松本座長 昨年度は全職員で、今年度は新任ということですね、分かりました。

あと、もう一つ、ちょっと状況として教えていただきたいのは、この重点事業に取り入れるというのが前回あって、その重点事業ってどういうことで、各区どうなっていますかという、これで、各区の重点事業というふうなものを資料としていただきました。ちょっとざっと見たところ、各区によってかなり資料が、濃淡があるとか、ポイントがあるとかありますけれども、これはそれぞれ各区でかなり違うと見ていいのですか。そこが、ちょっと各区での状況がそれぞれどうなっているのかというのは、ぱっと見たときよく分からなかったのです。

○高橋保護自立支援課長 それで、これも前回少しお話しさせていただいたのですが、生活保護の実施方針と言いまして、もともと、これまでどんなものを重点にしていたかといいますと、一般的には、その年度に監査というのを私どもはやっているのですね、監査に行きますと、例えば銀行とかに調査する資産調査というのをやるのですね、不正受給対策とかですね、それが十分いっていないですねという監査で指摘したり、あと、保護受給者に対する就労支援ですね、働いてくださいというのが、ケースワーカーがやるのですけれど

ども、そのときに、例えば非常勤職員で就労支援相談員、これは資格を持ったキャリアカウンセラーとかを持った職員がいるのですけれども、そういった方を活用して就労支援とかをやったりするのですけれども、その活用が不十分だったりすると、私どもで少しそういう就労支援の部分、例えば東区さん弱いですよと、中央区さんはちょっと資産調査が弱いですよとかですね、そういうことを一年間かけて監査で指摘するのですね。それを受けて、一般的に今までは、その部分弱いと言われたところを少し向上させていこうということで、重点事業ということでそれを取り上げたり、あと、あるいは自分たちで一年間振り返って、この部分がちょっとできていなかったのではないかなとかですね、あと、例えば、ちょっと大きな生活保護費間違いがあつてですね、お客さんとですね、保護受給者の方ですね、いっぱいお金を返してということで少しトラブルになったというような事例があると、やっぱりそれも少し適正にやっていきたいと思いますというようなテーマを掲げて実施方針をつくっていくというようなものなのです。これは、国のほうからいろいろつくり方というような通知が来ているのですけれども、その中に、地域の課題も踏まえてというようなことがありましたので、私のほうで、地域の課題、今、札幌市でどんな課題があるのかという中で、やはり児童虐待というのは保護の生活支援部局でも重く受けとめていかなければならないでしょうということで、私どもも、やっぱりこれを少し重点事業とかこういう中に取り組んでいただきたいということで各区にお願いしまして、その中で、区の中で自主的に取り組むものをいろいろ盛り込んでいただいているというようなことであります。若干やはり濃淡あるのはですね、もともとやはり、先ほども言いましたとおり、保護の、この重点事業の中に、今まで児童虐待というものというのはあまりなじまないといひましようか、あまり取り入れたことがないので、そういうような部分もあつて若干濃淡があるのかなというふうに認識しているところであります。

以上でございます。

○松本座長 分かりました。ちょっと私のほうから、概括的にちょっとお話をいただいたということですが、一旦ちょっと終えて、今、冒頭、事務局のほうからご説明いただきました第2期の経過とその対応について、いろいろ、もう一度戻って、ちょっとご意見いただければと思います。どんなところからでも結構です。

鈴木さん、お願いします。

○鈴木委員 関連なのですけれども、僕は検証のときから生活保護のところとの連携って、関心というか、重大だなと思ってまして、今のちょっとお話を聞いていてもというか、資料も読ませていただいたのですけれども、今あつたのだと、不正受給に関して云々とかという話と、もう一個は就労支援というところで、生活保護一般に関しての知識的なものを札幌で職員がみんな底上げをしていくというのはすごい大事な話なのだと思って聞かせてもらいました。ただ、それが今回の、また何回も戻りますけれども、本事案の女儿の家、お母さんのところに行ったときに、今言った研修が生きて、これを防げることになったのかというところに触れられていないのかなという、何かというと、不正受給という観点は持ったのですよね、この事件でも。だから、打ち切ろうというふうにする方向に行ってしまうわけですよね。むしろ、これは打ち切らないという方向に、どういう要素を見たらできたのかと。生活保護のワーカーの方たちは行って、家もきれいだったとか、では、赤ちゃんもちゃんと見せてくれたということで言ったら、虐待の意識がないというか、虐

待つて発見できるのかという、虐待という言葉ではなくて、どういう事案だったら、この事案が、今回のこの研修を見て、あと、通知とかでもいろいろな国から出ているのを見させてもらって、1カ月に1回は行ったほうがいいとか、3カ月、6カ月だとか1年だったらとかという基準は一応あるわけですよ、でも、それをどう当てはめていいのかというのはなかなか難しいと思うのですよ。でも、せっかく研修をしてというのであれば、この事案のときに、このプログラムとか研修の中にそれが入っていないと分からないと思うのですね。僕、少なくとも、これを見た限りだと、分からない、これで本事案の女兒が救われたのかなと思うと、家もきれいだったし、云々だし、では、パートナーが来て経済的な支援も得られるということだったら、では打ち切りましょうと、またなってしまうのではないのかなという。だから、これ、打ち切らないでとするためにはどういう研修が必要なのかということ、今どう見られていたのかなと、どこのプログラムで引っかけることになっていたのかなというところだけ何かちょっとお聞きしたいのですが。

○松本座長 この当該ケース、当該事案との関わりでこれを防ぐという観点から見たときに、今の研修の内容というものはどういうふうに評価しているかと、そういうご質問でいいですかね。

○鈴木委員 ありがとうございます、そうです。

○松本座長 いかがですか。

○高橋保護自立支援課長 研修内容はですね、ちょっとお任せしている部分がありますので、児童相談所の職員、私ども、児童虐待そのものは、我々は生活保護の部分の話であれば、もちろん、今までかなり数多くやって経験している業務の中ですので、研修として自分たちでできるのですけれども、児童虐待そのものは、私どもそんなにケースとして取り組んでいるわけではありませんので、児童相談所の方をお願いして、内容についてもお願いしてやっているというものであります。

それと、実施方針、先ほどですね、ちらっと、不正受給ですとか就労支援とかというお話ししたのですが、それは今まで、その実施方針の中に取り上げる項目として、そういったものが一般的にはこれまで持っていましたよということでもあります。あくまで例示、今までの実施方針の中で入ってきた項目としての例示であります。今年度は、その中に新たに児童虐待のものも各区取り込んでいるというようなものであります。

以上でございます。

○鈴木委員 すみません、質問への回答がないのですけれども、要するに、この事案でどこが引かかるのかと、今までの研修はあるのだけれども、このプログラムを聞いたら、また行くわけですよ、ケースワーカーの人が、新人もベテランの人も。だから、今までとちょっと違う観点を持って行くから救えるのだという話、または今までどおりの知識でも研修でもいいのですけれども、では、これを救えるのだというところが、どこから分かるのかというか。高橋さんだったら、このどこが引かかるということなのですかということなのですか。

○高橋保護自立支援課長 そうですね、保護課での対応の中で訪問時のポイントというのが多分8ページぐらいにあると思うのですけれども、こういったものかなと。実際、訪問時に家の様子の確認、これ、もう少し今までよりも少し意識してくださいとか、子育ての状況の確認ですね、これは多分お話ししながらのものだと思うのですけれども、さらに、

ケース記録、記録を読み取るということで、これはむしろケースワーカーというよりも、そのケース記録を見るSV、係長ですとか課長ですとか、そういう部分になってくるのかなと思うのですけれども、こういったものを一つのヒントにして、虐待といたしましうか、そういうサインをつかんでほしいということだと、私どものほうではそういうふうに認識しております。

○鈴木委員 すみません、責めているわけではないので、僕が言い過ぎてしまうと、また責めているみたいな感じになってしまうのですけれども、この8ページを見て、例えば、逆に僕だったら、ごみ屋敷みたいになっているかということだと、このケースは引っかからないのですよ、きれいなので。だから、ごみ屋敷ではなくても、逆にきれいなケースでも、よく見ないといけないですねというのが書かれているのだと、今回のケースが生きていると思うのですけれども、こうではなくて、ごみ屋敷云々とかいう話だったり、子育ての状況とかで関心があるか、やっているかとかということ、赤ちゃんもその場においてとかという話であると、①も②もやっぱり引っかからないと思うのですよ。だから、ここに何か入れなくてはいけないのではないかと思いますのですけれども、何かその後、今回札幌は全部検証報告書を皆さんが読んでくださったと、全国の中でも僕はすごいなと思っているのですよ、その取組、その検証報告書を読んで、ここになると、何かどうもつながらないなという意識が僕は持っていたのですけれども、そうではないのだとすると、みんながレベルが高くてということなのかどうかということところがちょっと引っかかりました。すみません、感想という形でやめておきます。

○松本座長 恐らく鈴木さんが疑問に思われていることとて言うと、今日の資料の課題と現在の対応についてというふうにして事務局のほうで整理いただいたところの、この21、22のところですよ、13番、13ページの21、22のところ、生活保護の、男性と同居するので、収入の目途がついたから打ち切りをするというふうなところについて、一つは、課題の(25)のところで、きちんとした状況が把握されていない、申出があったので打ち切ったということがどうだったのかということと、家族の状況の変化や困難さに対する考慮の視点がなかったということと、打ち切りのことについて、連携とか、情報の共有と連携なり、打ち切った後どうするのかというふうなことについての検討等がなかったと、そういうことがここで課題ではないかという話になっているわけですね。研修の内容は、虐待とはこういうもので、虐待を発見してくださいというふうな、こういう場合には虐待だから、あるいは、こういう場合に行こう云々というふうなことの研修の内容になっていて、ここで上げられている課題のことに対応しているのかしていないのか、していないとすると、それはどういう評価になるのかと、そういうふうなことでの質問と、だから、そこについての評価はいかがですかという、お考えいかがですかというふうな、鈴木さん、そういう意味ですね。

○鈴木委員 そういう意味です。そこが何かちょっと回答がもらえていないなと思ったので。

○松本座長 そこが、今、保護課のほうからは、研修内容については兎相にお任せしていますというふうなお話だったので、そこは保護課のお仕事をこの課題のところに上げられているところを埋めていくとか、するために、どういうふうに保護課としては動かれようとしていて、そのときに研修というものはどういうふうに役に立つと、この研修を評

働いているかと、そういうふうなお考え、そこのお考えをお聞きしたいということだと思いますけれども、そこはいかがでございましょうか。

○高橋保護自立支援課長 評価ということでよろしいのでしょうか。今、松本先生がおっしゃったとおり、内容そのものは児童相談所の職員にお任せしておりますので、私どもとしては、逆に、本当にプロの観点で、こういうことで気づきのポイントとして上げていただいていますので、ちょっと、現在の令和元年度の事例だと該当しないのではないかというのは、そういう面はあるのかもしれないと思いますが、我々が気づかないような、児童虐待のプロの視点でお話しいただいておりますので、皆様方、これを受けてケースワーカーの方は意識はすごく持ってやってもらっているのではないかというふうに評価はしております。

○松本座長 虐待そのものについて見る視点を持つとか、きちっと意識を持つこと自体はとても大事なことで、それはそれで進めなければいけないことだと思いますけれども。

○鈴木委員 松本先生、だとすると、児童相談所側はどうやって伝えているのかということだけ1点お聞きしたいです、この事件を見て、児童相談所として生活保護に何を伝えなければいけなかったのかということ、研修を担っているのであれば、このところで、援助方針、さっきの18ページのところでも関係する連絡先にちゃんと情報提供しますよということであれば、保護課のほうからします、または児童相談所のほうから求めるというのもあると思うのですが、その点、児童相談所はどう考えられて、何を变えたのかということはお聞きしたいです。

○松本座長 そこは児童相談所の方から、どなたかいかがですか。生活保護のワーカーに対する研修というときに、どういうことをポイントとして考えられて、特に今、今回の事案を念頭に置いたときということですか。

○山田地域連携課長 児童相談所の地域連携課、山田でございます。現実的には、生活支援担当課の職員が児童虐待の全てのリスクを見ることは困難であると思っております。対応におかれましては、家庭児童相談室や地区担当の保健師等との情報共有と連携協働が重要であることから、その点を意識した研修ということで構成したところでございます。生活支援担当課の職員は、児童に限らず様々な生活の課題に対してのことから、児童問題についても、基本的かつ特に重要なものについて理解していただく内容としたところでございました。ちなみに、今回の資料でいきますと、例えば9ページをご覧くださいますと、9ページでは、虐待に至るおそれのある家庭環境の例というのがありますけれども、今回の事案もここに当てはまるのかなと考えているところではございます。いずれにしましても、児童虐待全般を自立支援課の皆さんに記録していただくという観点からの研修でございます。

以上でございます。

○松本座長 多分、問題になっているのは、虐待のことについての研修は研修としてあるけれども、この時点で必要だったのは虐待を見る目なのかどうかということなのかなという気がしますけれども。

ちょっとほかのところのご質問なりご意見を。

中板さん、お願いします。

○中板委員 今のととても関連するとか、結局同じなのだと思いますけれども、検証報告書が

出て、その検証報告書を受けた形で研修を開催されるという、皆さん、どこも恐らくそういうことをするのですけれども、そういったときの研修の計画というのが、今、資料を見せていただいても、資料だけ見てしまうと一般的なことですよね。一般的なことを学ぶというのも、生活保護の担当のケースワーカーさんたちにとっては、今の段階ではとても大事なことなのかもしれないですけれども、加えて、やはりその検証の、この本事案の女児の事件を受けての、自分たちのこととして、自分たちがどのようにこの本事案の女児のケースの場合には振る舞えればよかったのかということ、自分たちに引き寄せて考えるという研修がやっぱり必要なのだと思うのですけれども、この研修の中で、先ほどの鈴木さんと同じ質問になってしまうのですけれども、例えば児童相談所が、この本事案の女児の場合とはか、本事案の女児の場合にはこういうことがあってとか、それがやっぱり生活保護の担当のケースワーカーさんたちにとっては、逆に足りなかった部分なのだとか、そういったことをセッションするとかグループワークするとか、そういった機会が実際にこの研修のときにあったのかということをお聞きしたいというのと、それから、こういった研修をするのにです、これは全体、母子保健などもみんなそうだと思うのですけれども、こういう計画を、それこそ縦割りではなくて、札幌市全体としてどう組み立てて、今回の本事案の女児のケースに対応していくためにどのように私たちが変わらなければならないのかということをお聞きしたいという計画を、どのような形で立てられたのか、あるいは、立てられていなく、やはりそれぞれ縦割りで計画して、それぞれがそれぞれにやっているという状況なのかということについてもちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○松本座長 研修の内容について、この当該ケースに寄与した形での講義内容、あるいはグループワークのような機会があったかどうかということが1点目です。2点目は、対応を考えるときに、それこそ機関横断的、部署の横断的な形で対応のあり方を考えるというふうな、あるいは対応の計画を考えるというふうなことはとられているのかということが2点目ということによろしいですか。

○中板委員 はい。

○松本座長 それでは、いかがでしょうか。1点目については、これは児童相談所にお聞きしたほうがいいのか、保護支援課にお聞きしたほうがいいのか、研修内容のことです。2点目は全体の対応の進め方で、それぞれの部署で検討されて持ち寄っているというふうな印象がありますけれども、機関横断的に対応のあり方を考えるというふうな場があるのかということで、この二つですけれども。1点目から。

○山田地域連携課長 児童相談所でございます。1点目のご質問、研修の内容の関係でございますけれども、本来、やっぱりグループワークとかですね、そういった形での研修、議論とかですね、必要な部分はあったかとは思うのですけれども、なかなかコロナの関係もありましてそれがかなわなかったため、その部分につきましては今後の研修の参考として展開していきたいなと考えているところでございます。

○松本座長 グループワークがあったかなかったかというよりも、この本事案の女児のことに引き寄せて、講義があったかどうかとか、こういう場合に、そこからは、資料からは分からないのでということだったのですけれども。

○山田地域連携課長 本事案の女児の事件については意識はしてはいたけれども、そこ

に特化してですね、あのときのこの場合であればということでは講義はしておりませんでした。ただ、先生おっしゃるとおり、そういった部分を含めて今後は研修を展開しなければいけないなと思っているところでございます。ありがとうございます。

○松本座長 2点目についてはいかがですか、どなたにお答えいただくのかちょっと分からない。

○高橋保護自立支援課長 支援の関係のことでしたでしょうかね。私どもも、令和元年の事案に特化したものに関してですね、研修というのは、ちょっと今は考えていないところなのですけれども、そうですね、今後の課題なのかなとはちょっと思っております。

○中板委員 そうしますと、何か、今のこの会話というのは、この本事案の女児の検証報告を受けて札幌市が何を換えようとしているかというのとやっぱりずれているような気がするのですよね。一般的な虐待の話とか研修というのは、それはそれでという感じだと思うのですけれども、やはり徹底してその検証の後のこの評価をしていく上では、やはりどの部署も自分たちのこととして、本事案の女児という一人の死を自分たちのこととしてやっぱり考えて、1点でも、自分たちのここは、少なくとも本事案の女児のためにここは変わらなければということが見出せなければ、やっぱり研修って本当に一般的な話であって、終わってしまうのではないかなというふうに思うのですけれども、13ページのところに書いてある、関係する連絡先には必ず情報提供するよう指示し運用しているということなのでも、昨年、この研修は全員にされたということで、生活保護とケースワーカーさん全員にされたということで、今年からは新人さんということなのでも、この運用というのは、どのような形で何が変わってきているのかという、その成果の具体のところをもうちょっとお聞きしたいなというふうに思います、研修を受けた後です。

○松本座長 いかがですか。

○高橋保護自立支援課長 この部分ですね、13ページの一番下の部分なのですけれども、まず、研修もそうなのですけれども、これ結構ですね、会議の中でかなり周知したりしている部分なのですけれども、開始して、保護が打ち切りになるときですね、子どものいる世帯で虐待等の疑いで他機関と連携しているような世帯が廃止になった場合は、必ず各関係機関に連絡するよというようなことは今徹底しているところであります。

それと、その前段にある、転居時には速やかな移管ということで、これも、例えば中央区で生活支援を受けていた方が、引っ越して、東区から中央区に引っ越しましたよというときに、一般的な世帯で、例えば、それこそさっきお話したような不正受給がちょっと見つかったとかですね、あと、何かいろいろ問題があってというときは、もともといた東区でそういった問題を解決してから移管とかというようなこともやったりしていたのですけれども、そうではなくて、引っ越した場合はすぐに中央区役所の生活支援の担当がやるよというよいうことで今運用して、できるだけ居住地に近いところで生活支援を行うよというよいうことは徹底しているところであります。

以上です。

○中板委員 徹底しているのは大変よく分かるのですけれども、各関係機関に速やかに運用するよに周知もしているというのも分かるのですけれども、実績、アウトカムについてちょっとお聞きしたいのですね。では、そういったケースが今までにはなかったけれども、この本事案の女児のケースを受けて研修もした結果、浮かび上がってきて、実際動き

始めたという事例があるのかということをお聞きしたいですね。

○高橋保護自立支援課長 この部分は、昨年度、この部分だけを取り上げた監査等をやっているのですけれども、おおむねですね、おおむねというか、ほぼですね、連携しているなというところでもあります。すみません、件数まではですね、実際に廃止になったときに連絡している件数がどれくらいあるかというのは、ちょっとこちらでは統計をとっていないので、ちょっと件数も分からないですし、その後ですね、連絡した後に各機関がどのような対応をとっているかということまではちょっと私どもは把握していませんけれども、少なくとも、ちゃんと廃止しましたよという連絡をしたり、あと、さっき、前段の転居した場合に速やかに移管するというのは行っているというところまでは確認はしております。件数とかですね、その後、それでどれくらい効果が上がっているかというのは、何か、すごくそれを受けてスムーズにいらいますよと、もちろんスムーズにはいらいますよと思うのですけれども、何か、今誇れるようなものというのはちょっとないのですけれども、今現状としてはそういうことだということでございます。

○中板委員 分かりました。生活保護のケースワーカーさんだけの問題ではないと思うのですけれども、振り返ったときに、ちゃんと連絡し合ってたよ良かったと、そうじゃなかったら大変なことになっていたというような、そういった事例というものがあるのかとかということって、例えば個別支援のPDCAを回していくというときにも、とても重要なことだと思うのです。本当にこのケース、連絡し合ったことが、やっぱりその命を救うことにつながったかということが、結果が見えて何ぼだと思うので、連絡したと思います、何件したか分からないですけど、何かちゃんとやっていると思いますというのでは、ちょっとなかなか、なかなかちょっと、何か、なかなかだなという気がします。では、分かりました。

もう1点よろしいでしょうか、ついでに、先生。

○松本座長 どうぞ、別の質問ですね。

○中板委員 12ページの、対応としては22番なのですけれども。

○松本座長 ちょっと、では、そこに行くのだったら、ちょっと今のところと関連して私のほうから1点聞いてから。

○中板委員 はい、すみません。

○松本座長 今の保護課の対応の中で、現在、虐待の疑いなどで他機関と連携していた世帯の支援廃止時にはとあるのですけれども、この本事案の女児のこのケースは、虐待で連携していたケースではないですね。

○高橋保護自立支援課長 虐待で連携はしていませんけれども、相互にですね、連携しましょうという形になっておりますので、現在、もしこれがあつたらですね、転居時に、まず、転居したときには少なくとも速やかに連絡はしているかというふうに思います。

○松本座長 それで、むしろ母子保健のほうでいろいろ、例えば保健、大変、経過的に基礎支援しなければいけないというふうな認識で支援されているべきケースということで、虐待ケースとして何か連携していたというわけではないと思うので、その辺の幅をどう考えるかということが一つ問題になると思うのですよ。なので、虐待ケースとして連携していたものが、通告、ちゃんと共有しましょう、あと、多分、この事案は、この段階では漏れるというふうに思えるのですね、そこはいかがですか。

○高橋保護自立支援課長 世帯の自立助長というのが生活支援の目的としてあります。その目的の中で連携していますということになりますので、その連携のためのものであれば、情報はやはり積極的に交換していきましょうということで、今回の、その令和元年度の話であったとしても、少なくともこの廃止の話は情報交換することになっていたと思いますし、例えば、不登校とかの児童がいてですね、それで連携しているような場合でも、廃止になりましたよとかという場合は、同じように、ちゃんと連携して、廃止になりましたよ、転居しましたよという情報は交換するような形になると思います。

○松本座長 あと、もう一つ、すみません、中板さん、保護の打ち切りで、これ、もしお申し出があって、それで打ち切って、実際の収入の確認とかしていないですけども、この打ち切りの仕方は妥当ですか。

○高橋保護自立支援課長 できるだけ収入とその後の生活について確認するよということにはなっております。これ、辞退廃止ということになるのですけれども、できるだけ確認はするのですけれども、最終的に本人がやめたいという意思が固いということであれば、全体で会議をかけて、やむなしということで廃止することはあります。保護というのは、廃止しても、次の日に苦しかったら申請ということもありまして、そういった、苦しいときは保護とかですね、そういうことはまだいつでも申請大丈夫ですよというようなことも含めて相手に教示して、やむを得ない場合は廃止することはあります。

○松本座長 その廃止をしたときに、その後どうするかということは検討されていないと思うのですけれども、その点については、他機関に連絡というのはありましたけれども、その後の見通し等について多分議論されていないのではないかと思いますのですけれども、そこはいかがですか、この事案に関して言うと。

○高橋保護自立支援課長 その後の見通しというところは、恐らく、これ、結婚しますというような話でなかったかと思うのですけれども、相手がですね、そういうような話でありましたら、いろいろお話は、これ多分、聞こうとケースワーカーもしていたとは思うのですね。ただ、なかなかお話ししてくれない場合もあってですね、実際、結婚となるとですね、その部分はもう、できるだけ保護から抜けてですね、結婚したいというようなことというのはありますので、いろいろ試みて、それでもというときは、やはり廃止ということにはなるのかなと。

○松本座長 見通しというのは、その後のその世帯の見通しではなくて、支援の見通しですね、これ、支援が要らないというふうにして判断したか、何か、支援は必要なだけでもというふうな判断。それがないと、連絡とかもなかなか難しいような気がするのです。

○高橋保護自立支援課長 そういうことですね、それは、この形で。

○松本座長 そこがポイントだというふうに思っているのですけれども。

○高橋保護自立支援課長 要は、この部分でいくと、廃止後に、何というのでしょうかね、児童虐待とかそういう部分での支援が必要だったのではないかと、そういう視点でしょうか。

○松本座長 転居して、お一人でかなり不安定な中で暮らしておられると、保護のワーカーさんも、いろいろ過去のことも聞き取られたり、ご存じだったりすることもあると。そういう中で、何か、パートナー、男性と同居するのでもいいですというふうにして転居するというふうになったときに、めでたしめでたし、よかったねという話で切ること

にはならないと思うのですね。そうすると、それは保護は保護として、辞退されたので、それは打ち切りということになるにしても、収入も確認されていないし、そういうときのその後の、どうしたらいいだろうかというふうな話がないと、では、どこに連絡するかという話にならないと思うのです。特に、虐待という形で明確に何か問題が把握されて、それで連携しているわけでもないような事案のとき。そこが何か、この保護と母子保健の連携のポイントだったというふうに思うのですね。そこを埋めるような手だてをどう考えるかというのがとても大事なことのように思いますけれども。

○高橋保護自立支援課長 この事例に関して言うと、やはりそういう視点はなかったのかなというふうにはちょっと、残念なところですが、思っております。

○松本座長 だから、今後そういう視点が出てくるために、どういう研修をとるかとか、どういう体制をとるかという話のときに。

○高橋保護自立支援課長 その部分は重点事業の中で、かなりアセスメントしてですね、どこの区も、どういった、その世帯にリスクがあるのかということをやっておりますので、保護を廃止するときにそういったことを把握していればですね、残念ながら、保護の場合、やっぱり廃止した後もケースワーカーさんが何らかの形で関わるというのはちょっと難しいものですから、それはちょっと現状では困難だとは思いますが、やっぱり廃止になるときは廃止になりますのでということはしっかりと伝えてということは、これからは行っていくということになります。

○松本座長 分かりました、すみません、現状は、状況は分かりました。

中板さん。

○中板委員 私はですね、先ほど生活保護のケースワーカーさんたちが自分たちのこととしてという話をしましたけれども、そもそも母子保健のほうでこのケースの情報についてはいろいろしていたわけで、生活保護にそもそもつなげていないという時点で母子保健のほうのまずさがあるわけなのですから、ちょっとそちらはそちらとして考えるとして、生活保護のほうとしてアセスメントをして関わるように今までもなっていたわけなので、今までもですね。それが今回ならなかったということですよ。

例えば、課題のところの（25）番の、先ほど松本先生がおっしゃった、その生活支援担当は廃止について組織決定していくという、この流れについても、これって別に、生活保護のケースワーカーさんとして基本的なことなのですよ。決してすごく難しいことではなくて、基本的なことなのかなと私は思っていて、そこに交際相手との面談もすることなくとかですね、収入のことを確認することなく、もう要らないと言われたら、はいと言って切ってしまうということでは本来ないですよ、やはり確認をして切っていくことなのだろうと思うのですけれども、今回そうならなかったということですよ。これって、母子保健も全く同じなのですよ。母子保健も、母子手帳のときもそうですし、健診の未受診対応もそうですけれども、本来だったら、やっぱりそうならないはずのことが、何か素通りしてしまっているという。私が言いたいのは、やっぱりやるべきことをちゃんとやるということができていないというのを、とても命と関わるですね、私たちにしてみれば、やはり、本当に猛反省しないといけないのではないかな、そこを反省しないといけないのではないかなというふうに思うのですけれども。

そういうふうな考えで反省して考えると、この12ページの22番のところなのですね

れども、児童相談システム、家庭児童相談システム、母子保健システムの改修を行い、相互の情報閲覧や検索機能を充実させた、タイムリーな情報連携を可能とし、支援内容等を速やかに把握することができるようになった、なのですけれども、そのタイムリーな情報連携というのは、どうしたらこれ、なるようになったのですかねというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。システムとしては、何か、改修されました、閲覧、検索機能も充実させました、でも、結局、母子保健も生活保護もそうですけれども、検索したり、この情報を見たいなと閲覧したりという、その危機感とか連携の必要性というのが発動しないと検索には至らないのではないかなと思うのですけれども、充実させてタイムリーな情報連携が可能になった、そして、速やかに把握することができるようになったというのは何をもってこれ書かれているのかなというのを、ちょっと、そのエビデンスというか根拠をちょっとお聞きしたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○山田地域連携課長 児童相談所の山田でございます。この12ページの前段3行の部分につきましては、事案が発生した時点なのですけれども、そのときは各システムがそれぞれ自分の情報しか見ることができず、別の部署の情報を聞くには電話確認するしかなかったという状況でございました。それをシステムを改修して、閲覧できる機能を設けたということでお伝えしているところでございます。そこで他部の情報を得れますので、そこで一つの情報を得られるということでこの表現にしたのですけれども、実はこの後、後段で出てきますシステムのほうで、そういった意味では注意が必要な人についてはアラートで表示するとかですね、電算を立ち上げたらそれが出てくるという仕組みをつくっていますので、そういった意味での把握ができるシステムができたところでございます。その部分、説明してしまってよろしいでしょうか。

令和3年7月20日に稼働したところなのですけれども、この児童相談システムと家庭児童相談システム、そして母子保健のシステムの情報を一元化するシステムを構築しました。このシステムによって、各部署が持っている情報を、例えば、一人の個人に対しても時系列にどう説得したかを確認できたり、あるいは、健診の結果、こういう状況だとかですね、児相でこういう知らせがあるとか、そういうものが一目で見れる情報が整ったところでございます。加えてご説明しますと、例えば要対協の進行ケースなんかの場合はフラグが立っていますので、その人に何らかの情報が加わったと。例えば転居ですとか、あるいはどこかの部署で接触したとか、そういう情報があれば、アラート表示として画面にぼんと出てくる形になっています。そのため、他部署でも、その方に動きがあったことが確認できますので、それで次の支援につなげていくという仕組みができるというものになっているところでございます。なので、この事案の場合ですけれども、例えば「小柄」といった評価で見誤ったというのがありましたけれども、その時点でもし出てくれば、健診結果の画面が見れますので、成長曲線から大きく外れているということが画面に出てきますし、それをもって連携、電話で確認しながらですね、情報を確認して確実な支援ができたのかなと思っているところでございます。

以上でございます。

○中板委員 ありがとうございます。そうすると、それは保健師が見過ごしてても、例えばほかの、例えば生活保護のケースワーカーさんが、何か体重がちょっと、かなり少ないなということで連携ができる、そこに物申すということができるといことですね。

○山田地域連携課長 このシステムは、児童相談所と家庭児童相談室と母子保健のほうで、生活保護の方は見れないのですけれども、ただ、皆さんが見れますので、例えば管理職の方も気づきますし、別の部署の方も気づきますので、そういったようなところ、これどうなっているの？という形で確認する、迅速に確認することができるシステムになっているところでございます。

○中板委員 ただ、例えば10ページのところの(22)番なんかですと、小柄ということが、小柄の評価、小柄であるという評価が、やっぱり深刻なものという認識ができていない状態だったというようなことがあったりするわけですよ。だから、ヒアリングのときにも思いましたけれども、保健師さんが問題視していないのに、福祉のほうからなかなか物が言えないとかですね、そういったことが言われたりしていたと思うのですけれども、そういったことが払拭されるというふうに考えたらいいですか。保健が、体重のことに關しては、これ、小柄のレベルではないわけなのですけれども、異常な小ささなのですから、それでもフォローし切れていないという状況を、ほかの分野が、いや、これ、まずいのではないかとと言えるという、このシステムを使えばそういうふうになるということなのでしょう。それを期待したいのですけれども、誰でも見過ぎしというのはあると思うので、誰かがやっぱり気がつくというのが事故を防いでいくとても大事なことだと思うので、それがとても、機能するのであればですね、とても大事なことだと思うのですけれども、この仕組みを整えました、そして、その情報を見れるようになりました、何か、アラートが発動します、だけれども、保健のことだしということで躊躇してしまうようでは、やはり意味はないと思うのです。そういうことを考えたときに、私は先ほど言いましたけれども、やっぱり研修なんかも、本当にこの事例を通して、この事件を通して変わっていかうとするならば、やはりとてもまずかったのが、とても大きな縦割りという分野ですとか、縦割り行政ということですか、それから、保健師さんたちのところにはなかなか物申せないということですか、そういったことがヒアリングでもありましたので、やはりその研修も縦割りで企画して縦割りでそれぞれがやればいいという話ではなくて、やはり横断的にやりながら、自分たちがどう動けば、この本事案の女児をどこかの穴ぼこを防げたのかなというふうに考えるような研修がやっぱり必要なのではないかなというふうにちょっと思っていましたので質問したりしました。システムについては、そのような、どこの分野が所管しているようが、誰もが、見たときに、おかしいと思ったら物が言えるという、そこまで機能するというふうに理解して期待したいというふうに思います。

○松本座長 増沢委員、お願いします。

○増沢委員 今のこの(22)番のところに関連してご質問させてください。これ、母子保健システムと児童相談と家庭児童相談の差、三つの部署が情報を共有するというのですけれども、これは母子保健の全件共有というふうに考えていいのでしょうか。そこにも、例えばこれに載せるときにも、何らかのリスク判断をしながら載せているということなのですかということが一つと、次に、共有したときに、この中の例えば管理責任者、情報の管理責任者は児童相談所ということでもいいのでしょうか。例えば、通報が来たときにすぐ児相が見れば、多分、リスク判断のところで一番責任を担うのが児相ではないかなと思うのですけれども、先ほど中板先生がおっしゃったように、これ見たときに、身長が小さい云々といったときに、児童相談所がちゃんと保健センターのほうに、これやっぱりみんな

で考えてリスクきちんと見ていったほうがいいよというような動きになるのかどうなのかというのがすごく気になることなのでということと、先ほどやっぱり、その情報共有システムがあるとすると、生活保護の情報、あるいは保育園の出席状況、あるいは学校の出席状況というような、そういった情報管理の共有を今後はどういうふうな形で広げていこうと考えているか、そもそもどういう情報をここに入れているのかということも僕は知りたいところなのですけれども、ちょっとご質問させてください。

○松本座長 中板委員からの質問も含めたご意見と、増沢委員からのところ、何か離れていますけれども、結局どう使うことになるのですかと。どういうときにどう使われることになって、それは今回の事案とどういうふうに関係するのですかと、あるいは、今後、防ぐということ。それで、判断のない情報って役に立たないので、そこも含めてかなと思いますけれども。これはどなた、どちらに、児相にまずお答えいただくのがいいですか。

○山田地域連携課長 児童相談所のほうでお答えいたします。

まず、中板先生の、今回の事例がほかの部署でも気づくのかということでございますけれども、今回このシステムは、地区の担当者だけではなくて、全員が見ることができますので、もし体重が極端に少なければ、ほかの職員もそれ見ることができますので、組織的なやっぱり判断はできるかなと思っているところでございます。なので、それは流されてです、この人大丈夫だなということにならないのかなと期待しているところでございます。

それと、増沢先生からのご質問も、母子保健の情報でございますけれども、これは全件入っているところでございます。また、システムの管理責任者の部分でございますけれども、これは一義的には、各システムはそれぞれ自分のシステムの責任を持っているところでございますので、その情報をもとにこの一元化をしている、なので、管理責任者はそれぞれのシステムで持っているという。

○増沢委員 すみません、管理責任と言ったからいけなかったかもしれないです、これ、情報を共有したときの一番中心になってその情報を見たときに、何というのかな、リスクのゴーサインを出すような中心の責任者というような意味で、そういうことは設けられているのでしょうか。

○松本座長 見れるようになっているということと、どう使うかというのは別の話なので、見れるようになっているということは一ついい点、見れるようになっているので見るはずだけではなくて、見れるようになったことを踏まえて、誰がどう使ってどう判断するのかということに関わっているいろいろなご質問、ご意見が出ているのだと思いますけれども。恐らく、増沢さんはそういう理解ですよ。

○増沢委員 はい、そうです。

○松本座長 それが見れるようになっているので、自動的にそれが見れるようになっているので情報共有が進みますという話では多分ない。

○山田地域連携課長 おのおのシステムで持っている情報を共有して、そしてリスクを判断するという仕組みになっているところでございます。例えば要対協の管理ケースありますけれども、そこで、先ほど申しましたように、転居したとかですね、地区が変わったですとか、あるいは、ほかの部署で、例えば健診をしに来庁されたとかですね、そうすると情報が登録されますので、それが児相が行って見たときに、この人最近会えていなかったけれども、今こういう状況なのだということが分かりますので、そこでの情報をもとに、

また児相からの支援につなげていく、あるいは家児相のほうで支援をつなぐとかですね、そういった活用の仕方というのもあると思うのですよね。

○増沢委員 もちろん児相に通告が行ったときに、既に情報があると多分便利だと思います、初動が変わってくるので、僕、こういったことは非常にメリットがあると思うのですが、ただ、先ほど中板先生がおっしゃったように、情報があつたときに、これ、まずいよなというのは、誰か常にチェックしながら様子を見ているという責任者がいるのだと思うのですけれども、僕は一番、やっぱりリスクアセスメントというのはものすごい高度な専門性だと思うのです。大体、バイアスとか、要するに、低く見積もるという思考が働くのがほとんどの支援者で、そのためにいろいろな研修をしていて、その先頭に立つのが児童相談所で、先ほどの研修も児童相談所マターで研修されているわけですから、こちら辺の監督は児童相談所が責任を持って見ていく、せつかく共有するならば、そういうことを担って見ていくべきだと思うのですけれども、そういうお考えはないでしょうか。

○谷地域連携担当係長 すみません、地域連携担当の谷と申します。管理責任のところに関しては、家児相なり児相なりが常に関わっているようなものについては、家庭児童相談室なり児童相談所なり、いずれかが主たる管理機関というふうになりますので、一義的にはそちらで見ていくことになります。母子保健の部分に関しては、乳幼児健診の情報ということではなくて、要するに、その年齢層の全児童が登録されることになりますので、要対協になっているものもなっていないものも当然出てくるということになりますので、その部分に関しては、母子保健のところが一義的に管理の責任を持ってですね、たまたまほかの部門のところが発見するというのも出てきますので、そういうときには、気づいたところがきちんと連絡をしたりしていくということになっていますので、現時点で、例えば載っているケースの全件を児童相談所が常に全件を見ているとかということにはなっていないというのが実情です。

○松本座長 恐らく、伺っていると、これは問題なりの発見のツールではなくて、既に関わっているケースの情報を速やかに整理をするためのツールとして使うことは多分すごくできると思うのですけれども、そもそも関わっていないケースとか、実際の支援レベルのところで見過ごされたケースを、見過ごしをこいつで拾うというふうな、そういうふうに機能するかどうかは、ちょっと今のお話聞いたときに分からないなというふうに思いました、それは感想ですけれども。

○中板委員 少なくともですね、例えば母子保健のほうでは、今回自分たちの組織の中ですら、上司も知らなかったわけですので、それは全くもってなくなるというふうに理解していいでしょうか。そういった、非常に安易なミスはなくなるというふうに理解していいでしょうか。これは母子保健のところにお聞きしたいです。

○松本座長 この情報共有システムを通してという意味ですか。

○中板委員 はい。

○松本座長 これは母子保健のほう、いかがですか。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 地域保健・母子保健担当課長の阿部です。中板先生のおっしゃったとおり、本事案の女兒のときは組織的なマネジメントが全く機能していなかった、係長も知らなかった、課長も知らなかったということがありました。現在、報告については速やかに上がるように実際変わってきていて、このシステムが導入されたこと

によって、管理職もこのシステムを見て、例えば進捗管理しているような子どもが未受診であれば、課長のところでアラートにより、この子が未受診だったということが把握できます。ですので、今はないというふうに考えています。

○中板委員 課長しか見れないのですか、これ。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 いえ、係長も見ます。係長も見て、課長も見るので、重層的にチェックができます。ですので、口頭だけではなくて、上がってきていないケースであっても、係長、課長のほうでチェックをしているものについては確認ができるため、逆に担当者にフィードバックをして、このケースはどうなっているのだということをリアルタイムにできるようになりました。

○中板委員 分かりました、ありがとうございます。

○松本座長 阿部さん、確認いいですか、見れるというのと見るというのは違うのですよね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 はい、ただ、健康・子ども課長は今回の事件で、ケースを管理するその所管の責任というものを非常に痛感したというふうに考えています。ですので、課長が知らなかったということは言えないというふうに全課長は自覚していると思います。いつ見る、どのタイミングで見るというのは本庁で指示はしていません。そこまで指示をするものではないというふうに考えていますが、必ずチェックをしているというふうに考えています。

○松本座長 分かりました。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 すみません、今のことで、そうすると、前回の話し合いで、保健サイドから、これ、要対協にケースを上げる云々といったときに非常に壁になっていたと思うのですが、少なくとも要対協としてケースを受理する受理しないということは横に置いて、保健サイドでアラートをつけておいたら、それはアラートがついたケースとして家庭児童相談システムのほうで、それはもう情報はちゃんと行っているということになるわけですね。

○中板委員 見れるのではないですか。

○増沢委員 見れるのですよね。

○中板委員 それこそ見れるのですよ。

○増沢委員 見れるのですよね、そうすると、要対協で受ける受けないということがあったとしても、保健サイドとしてはちゃんとアラートをつけていたのだと、それで動いてくれないのはどうしてですかということが、一歩進んでその話はできるということですよ。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 なおかつ、補足してご説明申し上げますと、母子保健の所管の課長も家児室の所管の課長も、同じ課長です、健康・子ども課長、ですので、母子保健から上がってきた情報、家児室から上がってきた情報が一人の課長に集約されるので、そこで判断がぶれることはないです。

○増沢委員 アラートのついたケースに関しては、そうすると、児童相談所のほうとか家庭児童相談は、少なくとも見る努力という、ちゃんと見ていこうということが、意識を持てば、全部チェックするのではなくても、そういう気づきの目を持ってサーブしていくと

いうことは可能になりますよね。そういう意識を持つかどうかって重要だと思うのですが、そこら辺はどうなのでしょう。

○山田地域連携課長 児相のほうでも確実にその情報は把握することになります。

○増沢委員 なるほど、そうすると、そこには先ほどの生活保護のほうの情報も入れてもいいと思うのですが、そこら辺というのはどうなのでしょう。

○山田地域連携課長 ほかの福祉情報につきましては、実は今後の課題と今考えているところでございまして、なかなかほかのシステムの情報連携というのは壁があるところがありますけれども、そこは慎重に検討していきたいと思っているところでございます。

○松本座長 情報の電子的な共有システムというのは、便利なのですが、一方で、何か判断が、どこかで人がきちんと判断するような仕組みと組み合わせないと、かえってそれがあつて判断のほうがおろそかになったりということも起こらないわけではないということが一つと、もう一つは、どの範囲のというときに、例えば精神保健の情報とかそういうのは、逆にそういうのがほかに知られるということで、逆に受診抑制につながるとか、そういうふうなリスクも一方であるので、そこは慎重に、だから、逆に言うと、情報が見れるようにしてあるということと、見るというふうな行為をどういうふうな形で担保していくかということとは両方セットでないと思ってしまうのです。それが、この整理だと、何か見れるようになったのでそれがうまくいきますというふうな整理の仕方になっているので、そこでいろいろなご質問が出てしまう、見て判断する仕組みってどういうふうに組み合わせたのだということなのかなと思っています。

○増沢委員 すみません、お時間ないところで。少し情報提供ですが、今こういった情報共有システムというのは世界でも大きなテーマなのですね。もう既にオーストラリア、イギリスでは、かなりの情報共有システムをつくっています。逆に、これ、情報共有ができない縛りとしては、個人情報保護法というのがあって、ただ、当然例外規定があつて、支援するための共有は基本的にはいいということを中心に世界では共有して、したがって、当然同意の上の情報を入力であり、また、情報を共有する限りは、必ず支援を届けるということがセットなのですね。だから、アラートつけて保健サイドが終わったとしたら、福祉は支援をスタートさせるということでない、ただただ自分たちがそういう目線で見られて、その印だけが残ったケースとして、これ、下手をすると、よくないシステムになってしまうということもセットなので、あくまでも支援を届ける、そのためには、保健から、年齢が上がって行って福祉が動いたら、福祉も、これはアラートついているケースなのでから優先的に支援を開始していかなければいけないという意識を持ってやっぱり見ていくべきというふうに思います。

すみません、以上です。

○松本座長 増沢委員がおっしゃったことは本当にそうで、イギリス辺りでも事件を契機に、かなり情報共有システムというところを整備するという話があつて、むしろそれは、情報共有システムの問題というよりは、専門性をきちんとつくっていくというふうな問題ではないかというふうに、その後いろいろな議論が起こっていくというふうな、そういうことになるので、共有システムそのものはやっぱり、どう使うか、誰が責任持つて、誰が見てどう使うか、どう判断するかということとセットでいつも議論をしていかないとまずい。逆に何かいろいろな支援を妨げるというようなことになりかねないところがあるので。

ちょっと、1時間半たちましたので、一旦ここで10分ほど休憩に入って、3期のほうのご説明をいただこうと思いますけれども、よろしいですかね。もし、最後のところでまた2期のところに帰るといったことはありますけれども。

では、10分休憩を、9分ぐらいになるのかな、35分から再開をいたします。

○馬場企画係長 一個だけいいですか。プラットフォームの資料につきましては、青いファイルの番号6番のほうに全体の機能ですとかが記載されていますので、そちらをご覧くださいいただければと思います。

○松本座長 よろしくお願ひします。青ファイルの6番。

○馬場企画係長 6番です。以上です、ありがとうございました。

(休憩)

○松本座長 それでは、皆さんお戻りですので、再開をしたいと思います。

後半の進め方ですけれども、第3期のところをご説明いただいて、同様にご質問、意見交換を行いたいと思います。その後、最後の時間で、多分いろいろなご質問なり論点を残したままになっていると思うのですが、どうしてもというものをちょっと振り返るといふことと、次回以降の進め方についてちょっとご相談をしたいというふうに思います。あらかじめ、ちょっと念頭に置いていただく、次回、ヒアリングでどなたかに何うということも考えていたのですが、そういう形で何うことがいいのか、それとも、一回ここでおさらいをして、3期まで通して、我々のほうでフリーディスカッションのような形でもうちょっと問題を整理するというふうな、そういう回を挟んだほうがいいのかということ、ちょっと後で、終わる前の10分ぐらい、20分ぐらいでちょっと議論をして、どちらに、どうするかということを決めたいというふうに考えております。ちょっとそこも含んで、後半の3期のところ、ご質問をいただければというふうに思います。

では、よろしくお願ひします。

○事務局（島谷子ども企画課長） では、私のほうから、資料の15ページ、第3期、平成31年4月から令和元年6月までを説明させていただきます。この時期は、2回目の児童虐待通告が入ってから本児が死亡するまでの期間になります。

資料のナンバー26から29、こちらは、児童相談所に2回目の虐待通告が入り、調査担当職員が本世帯にA区の生活支援履歴があることを確認、調査担当職員からの連絡により、A区保健師は本世帯の転居を把握するという経過になります。

この時期の課題といたしましては、右の列の（29）番、1回目の通告と同様、児童相談所及びA区の母子保健担当との情報共有が不十分で、本児の状況を正確に認識しないままでの訪問調査となった。そのため、リスク判定を見誤ることにつながったこと。その下、（30）番、1歳6カ月児健診の結果や、経過観察ですとか精密健康診査が未受診の中での通告であることを踏まえ、何らかの区の組織的協議が行われるべきだったということ。その下、（31）番、1回目の通告に続き、保健師の記録、それと上司の報告がなかったこと。（32）番、管理職による支援の妥当性や緊急性の判断がなく、訪問調査の頻度や架電調査などが担当保健師任せになっていたこと。その下、（33）番、A区保健師はB区にケース移管することについて、組織的な共有はされず、担当者限りの判断で行ってしまったことが上げられます。

現在の対応といたしましては、16ページをご覧ください。

一番上段、(29)につきましては、先ほどご説明いたしましたシステムによる情報共有。中段につきましては、(30)番、こちらは保健所の未受診者対策。その下段、(31)番、こちらは母子保健からの情報提供の徹底、こちらにつきましては説明を終えていますので、ここでは省略させていただきます。

17ページをご覧ください。

17ページ上段の(32)番ですね、こちらは、保健センターの管理職の現在の対応としてというところでございます。こちら、(32)番、各区において継続支援が必要な世帯を一覧できる進行管理台帳を活用し、管理職は定期的に支援の内容、進捗等を確認し、支援の内容や方法などについて助言を行っているところでございます。

その下、(33)番、継続支援ケースの移管に際しては、所属長の決裁を受けた後、速やかに転出先の担当へ引継を行い、引継は現在地における継続支援の目的や、緊急性の判断、移管後のフォロー時期及び方法などについて明確に引き継いでいるところでございます。また、移管を受けた場合につきましても、担当者間の引継に終わらず、引継内容に基づき、支援開始時期ですとか支援方法を明記し、所属長まで決裁を受けるよう、家庭訪問記録票記入マニュアルに明記して取り組んでいるところでございます。

続きまして、主な事例の経過、ナンバー30から31番です。こちらは、調査担当職員が架電、訪問するも、実母、本児との面談ができなかったというところでは。

この時期の課題といたしましては、(34)番、通告が入った日に2世帯まで絞り込んだところではございますが、翌日から土日を挟むことが明らかであることから、48時間以内の調査に向けて土日の調査方法の検討を行うべきであったこと。その下、(35)番、本世帯が半年前に通告があったこと、生活支援の廃止や転居などの情報を踏まえ、優先度を高めて訪問調査し、リスク評価を行うべきであったこと。

18ページをご覧ください。

そこで、現在の対応といたしまして、上段、(34)番、令和2年4月に緊急対応担当職員を8名増員し、休日も正規職員が出勤するシフト体制といたしました。また、新たに休日夜間児童虐待対応支援員を2名体制とし、休日と平日夜間の虐待通告について初期調査を行う体制を整備したところでございます。また、休日・平日夜間の虐待通告時の児童家庭支援センターとの役割分担について整理させていただき、正規職員と休日夜間児童虐待対応支援員だけでは対応が難しい場合は、児童家庭支援センターが初期調査を実施できる体制を整えたところでございます。休日・平日夜間の虐待通告について児童相談所の職員だけで対応できない部分は、児童家庭支援センターに委託することで48時間以内の児童の安全確認が可能な体制となったところでございます。

その下段、同じく(34)番です。こちらは、令和2年4月に休日・平日夜間の対応方針についてマニュアルを作成し、警察からの要請対応や警察以外からの児童虐待通告対応などについて対応方針を整理し、関係職員への研修等により周知したところでございます。

その下段、(35)番、令和元年10月、児童相談所に緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長を配置し、通告受理及び終結時のリスクアセスメントシートによる評価及び担当部長までの報告を徹底しているところでございます。この結果、児童虐待、虐待通告全件につきまして担当部長まで受理、調査結果の報告をすることにより、リスクに応じた対応を強化することができているものと考えているところでございます。

続きまして、その下、ナンバー32からナンバー34、こちらは、対象候補の世帯が1世帯となり、調査担当職員が電話で実母から状況を聴取、本児の安否確認が必要であることを実母に伝える経過でございます。

こちらの時期におけます課題といたしましては、(36)、過去の経緯等を踏まえ、会えていない段階であっても、どう動くべきかのアセスメントを行うべきであり、訪問調査の上、緊急度の判断を行うべきであったこと。その下、(37)番、児童相談所では、本世帯はずっと調査中の世帯という位置づけのままであり、リスク評価や次の支援に移行するという動きにはなっていなかったこと。次に、(38)番、児童相談所内における処遇会議が持たれることがなく、2回目通告から3回目通告にかけて、進行管理が担当者任せであったことが上げられます。

これらに対する現在の対応として、19ページになります。

令和2年度から、48時間以内に安全確認ができていない世帯について、毎日、その理由や今後の調査の見通しを児童相談所長まで報告しているところでございます。安全確認ができていないですとか、長期間、保護者から聴取できていないなどの世帯につきましては、改めて緊急対応担当部長並びに緊急対応担当課長とともに、今後の調査方法を再検討しているところでございます。進行管理につきましては、虐待受理から調査結果までの進捗状況が分かるファイルを調査担当係長が作成、緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長が随時確認できるような体制としているところでございます。

続きまして、20ページをご覧ください。

20ページ、主な事例の経過、ナンバー35からナンバー40にかけてでございます。こちらは、本児が死亡する約3週間前、警察が住民からの泣き声通報を受け、児童相談所の夜勤職員へ本世帯の取扱履歴を問い合わせをしております。翌日、再度警察から電話があり、実母と連絡がとれないため同行訪問を求められますが、児童相談所は体制が整わないとの理由で同行訪問を断っております。

この時期の課題といたしましては、右側、(39)番ですね。夜間で緊急時の対応という状況の中であればこそ、初期の段階では特に警察の判断の根拠を含めた十分な状況確認と、即時及び翌日以降の双方の動き方について、電話においても協議を行って認識を共有することが必要だったことが上げられます。

そこで、現在の対応といたしましては21ページ。

上段、(39)番です。令和2年4月から児童虐待対応支援員の配置、さらに、同年5月から職員の変則勤務の導入により、夜間、休日においても緊急時の体制を一定程度確保したところでございます。それにより、安全確認が困難な場合など、必要に応じて警察との同行や現場臨場が可能となっております。また、各警察署からの取扱照会に対しまして、24時間365日リアルタイムでの情報共有を進めているところでございます。さらに、警察との協定に基づく定期的な情報提供に加え、虐待通告相談などにより把握した事案のうち、子どもの被害状況が客観的に確認された重篤な事案、保護者が子どもの安全確認に抵抗を示す事案につきまして、警察への即時の情報共有を徹底しているところでございます。その下、また、令和2年9月には、外傷評価に関する法医学研修を合同で開催したところでございます。

続きまして、主な事例の経過、ナンバー41からナンバー42です。こちらは、担当課

長から所長へ経緯が報告をされ、その後、警察から実母と会う約束がとれた連絡を受け、警察単独で訪問することになった経過でございます。

この時期の課題といたしましては、（４０）番、児童相談所としては、何としてもこの機会に訪問の上、母子の状況を確認し、家族の状況についてのアセスメントを行うべきであったことが上げられます。

現在の対応として、その下段に記載しております。令和２年度から休日夜間児童虐待対応支援員を配置しており、夜間であっても一時保護が想定されるケースや、休日のうちに４８時間が経過するケースは、課長の指示のもと、訪問調査を行えるような体制としているところでございます。

２２ページをご覧ください。

主な事例の経過、ナンバー４３、ナンバー４４でございます。こちらは、警察署員が実母宅を訪問し、本児を確認、虐待が心配される状況はなかったが、実母が本児の発達に悩んでいるようだとの報告を受けている、この経過でございます。

この時期の課題といたしまして、（４１）番、虐待事案から発達相談に切り替えるに当たり、処遇会議などが持たれなかったこと。（４２）番、発達相談に切り替えたことで緊張度は低下し、連絡がとれない状況が続いても危機感が持てなかったこと。その下、（４３）番、これまでの経過として、体格が小柄で、精密健康診査が未受診であるなどの情報を得ていること、警察が訪問したことにより家族力動の変化が生じ、リスクが高まる可能性を考慮する必要があること、さらには、既に３回にわたる通告が寄せられていることなど、リスクが複数あることを踏まえ、速やかに児童相談所として母子への面談を通して虐待の有無を含む支援方針の検討をすべきであったこと。その下、（４４）番、居住区、ここではＢ区と記載していますが、Ｂ区との協議が行われていないこと。その下、（４５）番、児童相談所からＡ区並びにＢ区の両保健センター、こちらは母子保健並びに家庭児童相談室への連絡が行われていないこと。その下、（４６）番、最終段階に至るまで児童相談所からは積極的に区の家庭児童相談室と情報のやりとりは行っておらず、要対協のマネジメントの中核となる家庭児童相談室が蚊帳の外であったことが上げられます。

そこで、現在の対応といたしまして、２３ページに記載してございます。

（４１）から（４６）、虐待の調査結果報告については、調査後速やかに緊急対応担当部長及び緊急対応担当課長への口頭報告を行い、組織的に今後の方向性を検討した後、児童相談所長まで調査結果報告書により報告しているところでございます。虐待通告のあった全ての対象児につきまして在宅支援アセスメントシートを作成・活用し、虐待の程度やリスク要素などの把握に基づく報告を行い、虐待リスクなどについて組織的に確認、検討の上、今後の支援などの判断につなげているところでございます。また、虐待の調査結果につきましては、家庭児童相談室などの関係機関に確実に連絡することとしているところでございます。

以上が、第３期に関わります課題と現在の対応についての説明です。

以上でございます。

○松本座長 それでは、この第３期のところにまず限定をしたいと思います、もちろん関連するところではほかに飛ぶということはありませんけれども、ご質問等ありませんでしょうか。

○高橋委員 高橋です、よろしいでしょうか。

○松本座長 高橋さん、どうぞ。

○高橋委員 すみません、三つあるのですが、まず一つ、18ページに、休日も正規職員が出勤するシフト体制ということなのですから、これは、在宅のままで、必要に応じて出勤ということなのではないでしょうか。ここで「支援員」という言葉が2行目に書いてあるのですけれども、これは所属等について違いがあるから「支援員」という言葉を使っているかどうかをちょっと聞きたかったのです。

2点目が、21ページに、警察との連携について24時間365日リアルタイムで情報共有というのが、ちょっと具体的にイメージができない。例えば、夜中3時とか4時とか、リアルタイムで24時間というときに、どうやって情報共有をするのかということが分かりませんでした。

最後に、今回の場合は北海道警察との間で人事交流があって、その担当の児相に来てらっしゃる職員の方も絡んでいらっしゃるわけなのですから、どこかの資料のところに、道警から来てらっしゃる方は、この問題のときには一担当者ということではあったのですが、何か職務の内容、少し、人事交流のときに来てくださった方、変えているみたいなのですから、道警の認識の危機感と児相の危機感が違っていたと思うのですけれども、道警から人事交流で来てらっしゃる方について、特に立ち位置を決めて、道警との間の、同行の関係については関わっていただくことになるとか、そういったところで、感じ方が警察と児相で異ならないようにですね、単に情報共有のところだけではなくて、単に電話での協議というところではなくて、人事交流で道警から来てらっしゃる方の立ち位置ということが具体的に定められるようになっているかどうか、これを3点聞きたいと思いました。よろしくをお願いします。

○松本座長 今、児童相談所ですね、それぞれ。

○高橋委員 はい、そうです。

○渡邊緊急対応担当課長 児童相談所緊急対応担当課長の渡邊と申します。高橋委員からのご質問にお答えいたします。

まず、休日のシフト体制ですけれども、これは在宅ではなく、職員が実際に事務室に来て業務を行っております。

また、支援員について名称が違うのは、会計年度任用職員として任用しておりますので、その職名が虐待対応支援員ということで、職員と同様に働いております。

それから、2点目、警察との連携についてのリアルタイムの情報共有のイメージということですが、こちらは警察が110番通報を受けて臨場する際に、児童虐待の可能性のある世帯について電話で児童相談所に取扱照会、児童相談の取扱について照会があります。それに対して、24時間、常に、夜間も支援員が常駐しておりますので、その取扱について内容を確認して回答しているという体制ができております。

それから、3点目ですね、警察との人事交流職員の立ち位置ということなのですから、当時は確かに1人の担当というか、そういう形で、ほかの職員と同じような立ち位置で仕事をしておりましたけれども、今年度からは直接地区を担当せずに、ある意味フリーな立場でいまして、例えば、警察へ情報するべき、その対象になる児童に関する虐待通告があった場合の受理会議に入るですとか、あるいは、そういった調査に行くときに警察と同行するですとか、そういった形で警察派遣職員として十分に能力発揮できるような体制

で今年度からは動いております。

以上です。

○高橋委員 ありがとうございます。

○松本座長 よろしいですか。

ほかはいかがでしょう。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 22ページから23ページなのですがすけれども、発達相談に切り替えて危機感が下がってしまったということですがすけれども、こういう、何ていうのかな、相談種別が変われば危機感が下がってしまうというのは、まず一つクエスチョン、情報はあるわけですので。

それと、危機感を持つことができないというのは、いろいろな検証報告で繰り返し言われていることなのですがすけれども、ここら辺の組織全体で情報を上げて、必ず報告書があってという、そういう手続上のことがいろいろ23ページには書いてあるのですがすけれども、そもそも危機感を組織的に持てなかったということの背景の分析というのは、何かされているのでしょうか。

○渡邊緊急対応担当課長 まず、危機感に関しては、担当がそのまま持ち続けていて、都度、上司への報告がなかったという部分で組織的な危機感が持てなかったものと考えております。現在は、受理報告を受ける段階から、受理があった場合に速やかに部長、課長交えて口頭での報告を受けておりますし、本事案の場合であれば、その時点で保健センターでの体重の状況ですとか、健康診査を受けていない情報等も入っていたと思われまので、その段階で相当リスクの高い世帯というふうに判断していたと考えられます。ですので、これが虐待調査が終わる前に発達相談に切り変わったとは思えないのですがすけれども、必ず調査を終了するときにも報告は部課長まで上がってきますので、その時点で、発達相談に切り替えるにしても、ある程度のリスクがあれば保健センターへの引き継ぎ内容等についても協議をしていたものと考えます。

以上です。

○増沢委員 ありがとうございます。すみません、僕、もう、ものすごく悪い人間のような人の意見になってしまう、質問、これは札幌市に限らずですね、僕は、情報が上がって、課長や所長に情報が上がれば危機感が持てるかということに対しては、僕は実はずっとクエスチョンを持っていて、そこに行っても危機感を持てなくなる、何らかの思考の在り方というのですかね、判断力の低下ということが起きているのがこういったことの問題ではないかなと思うのですよね。それは心理学的にはバイアスと言ったり、ヒューリスティックと言ったりするのですがすけれども、体重の低下ということを除いてですね、こういうリスクがあるケース、たくさんほかにもあると思うのですよね。ところが、多くは死亡には至っていないのだと思うのです。そういったケースを繰り返しているうちに、だんだん危機感というのが下がってってしまうのではないかということの危機というのを、一度検討されたりしたことってありますでしょうか。何か、僕の言っていることはとんちんかんだというふうにお考えなのでしょうか。ちょっとそこら辺を、率直な感じ方としてお聞きしたいのですね、すみません、よろしくお願いします。

○渡邊緊急対応担当課長 お答えいたします。具体的なその危機感という部分ですけれど

も、具体的にどうということではなくて、我々の心構えとして、本事案については札幌市長から全ての職員にメッセージが出されている重要な事案だったということ、それを忘れないように我々は仕事をしているということ、ですので、我々としても、変な言い方ですけども、慣れが出ないように常に意識してやっていこうというふうには考えているところですけども、増沢先生がおっしゃるように、だんだん、同じような事例があって、それが深刻な事案でなかったというようなことに落ち着いた場合には、そういったバイアスがかかるということも考えられますので、そういったことのないように意識して取り組みたいと思っておりますし、調査結果においては、全件、医師アセスメントシート、在宅支援アセスメントシートをつくっておりますので、その都度客観的な把握ができるように努めております。

以上です。

○増沢委員 ありがとうございます。死亡事例が起きた後のしばらくはそれでいいのですけれども、人が代わったりしていったときに、やっぱり下がっていくという、それこそ危機だと思うのですよね。そういったことのないような研修であるとか、体制の維持であるとかというのは、かなり心しないといけない問題だと僕は思っていて、それこそが、研修や人材育成のときに我が身を振り返ってですね、常に、10のうち9は起きないわけですよ、ただ、そのうちの1は起きるかもしれないというところで物を見ていくという世界だと思うのですよね。そういったことの研修がこれからは物すごく大事になるのではないかなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

○松本座長 危機感が持てなかった理由は報告が上らなかつたからだという説明では多分なくて、危機感ってやっぱり下がるものだと、その維持って難しいし、特に人が代わっていくという中で、そこをどう維持するかという観点でちょっと物を考えないとまずいだろうというふうなご指摘というふうに理解しました。

藤原委員からお手が上がりました。

○藤原委員 現在の対応の(33)番、継続支援ケースの移管について質問させていただきたいと思います。ここで、今回の本事案の女兒の例も、区をまたいで移動しているという間にいろいろなことが生じていたということが明らかになっているのですけれども、この(33)番の現在の対応だと、やっぱり引継をして、それを決裁をして、それをまた次の引継者に伝えてというところに結構時間もかかるということと、そもそも、その世帯が次の場所に住むとか、新しい住所になったということをタイムリーに保健所なり保健福祉部とかに伝えているとも限らないので、その時点でもすごく時間がかかっていたりすると思うのですよね。それでなおかつ、ここでこういう引継をしている間に事態が進行してしまうというリスクを感じるのですけれども、その辺りを、先ほどのプラットフォームとかというのが、何らかの、新たな、もっとスピーディーになるような役割を果たせるというふうに認識しているのか、この区をまたいで移転のときには、こういう従来型というか、移管文書を作成して、それを決裁してみたいなことに、やっぱり何がしか時間をとらざるを得ないのかということをお聞きしたいのが1点です。

関連して、これは区間転居なのですが、区でないときには、受け入れるときでも、あるいは出すときでも、札幌市としてはどういう対応をされるのかを教えていただければと思います。

○松本座長 今のご質問について、どなたにお答えいただくのがいいですか。

○谷地域連携担当係長 すみません、地域連携課地域連携担当の谷と申します。プラットフォームの関係の部分ですけれども、いわゆる要対協ケースになっている場合で、フラグといったチェックをしているものについては、住民票の移動があったものについては、システム上ですね、翌日というか、反映されることになりますので、その辺があればすぐに、少なくとも住民票が移ったぞというのは発見できますので、そこで、支援中の家庭であれば、区間転居であれば通常のルールに沿って移管なり、最初は例えば口頭で連絡して、その後、書面でとかということになるのかなというふうに考えております。

プラットフォームの部分に関しては以上かなというふうに思いますので、以前よりもそういう意味では発見が早くなる部分はあるのではないかと期待しています。

○藤原委員 ありがとうございます。これは、やはり死亡事例で、県をまたいでの移動の際に、明らかにその情報が、例えば四国の人が東京へ行ったというところでうやむやになってしまった、その情報のために支援が入らなかったという死亡事例も起きていると思うのですけれども、区でなかったらどうなるのかとか、札幌市は北広島市から受け入れるときとか、札幌市の事例を石狩市に入れるときとかは、何か新たなそういう、プラットフォームはないかもしれないですけれども、できるものってあるのですか。

○松本座長 2点目ですね、今の質問。

○藤原委員 はい。

○松本座長 いかがですか。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 すみません、母子保健担当課からお答えさせていただきます。先日、日光市から札幌市に転入して、残念なことにクローゼットで亡くなった事案というのがありました。ただ、日光市からの引継では、お母さんが関わってくれると言うので、それは関わらないでいいのではないのですか、ただ、虐待の通報だけあったので、一応は引き継ぎますということのみ札幌市には入りました。ただ、札幌市においては、家児室が保健師の担当係長でしたが、本事案の女児の事件を踏まえて、特定妊婦であったこと、ひとり暮らしであったことということで、改めて、ある情報でリスク判断をしてお母さんとの接点を持つようにして関わりました。ですので、システムということももちろん工夫は必要なのですが、意識として、転入転居というのは虐待のリスクとして非常に高いという意識はみんな徹底して持っていますので、そういったところで、今回、結果的にはアクシデンタルなことで亡くなってしまいましたが、関わりとしては、本事案の女児の教訓で、お母さんに寄り添うように入ったということがありました。

また、今回、本事案の女児の事件では児相が関わっているので、児相の結果を持ってから移管しようということで、自分のところで移管をしないためという事実がありましたので、そうではなく、速やかに、そこは徹底して移管する、それは区の中でも区の外、区間でも区内でも同じです、そういった意識は徹底して持つように指導しています。

以上です。

○藤原委員 ありがとうございます。

○松本座長 ちょっと今の2点目と関わってとか、ちょっとお答えでいろいろ分からなかったのは、母子保健のところでもそういう意識を高めてということはあるけれども、札幌市の仕組みとして、その転入のとき、あるいは転出のときに、どういうふうな体制を整え

たかどうかということは、ちょっと補足的にどなたかからご説明いただきたいことと、もう一つは、区をまたいだときに、結局、転居の方法については17ページの33番にあるような、藤原さんが言うところの従来型ということできちんとやっていくのだということと、そのシステムというものは、それをある意味補完するような、そういう位置づけにあるというふうな理解でよろしいのかどうか。システムがあると、何か、より容易になりますというふうな話はあったのですけれども、それはどう使うかという問題とも関わってくるので、そこはいかがですか、ちょっとやりとりの中からちょっと分からなかったのです。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 現在、転居で住民票を戸籍に出しますと、次の日に反映されて、それが母子システム上に載ってくるのですよね、母子システム上で転居という事実が確認されると、転居のアラート、先ほどから何回もアラートって出てくると思うのですけれども、このケースが転居しましたよということが、プラットフォーム上で、母子保健、家児室、児童相談所が転居の事実をすぐ確認できるということで、事実経過が今までよりもリアルタイムに確認できるという、そういったことになっています。

○松本座長 それは、母子のというところにありますけれども、子どもの年齢にかかわらずですか。例えば子どもが中学生のときも同じですか。

単純に今の話、阿部さんのご説明は、子どもの年齢が何か、この年齢の幅だということなのか、それともどうなのかということだけなのですか、聞いているのは。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 母子保健、家庭児童相談室、児相が関わっているケースであれば、年齢にかかわらず。

○松本座長 だから、要するに所管するケースということですね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 はい。

○松本座長 ちょっと今の点に関わって、鈴木さん、手が上がりましたね。

○鈴木委員 今の点だと、アラートか、そうではなくて見られるのかというのはちょっと整理したほうがいいのかというふうに思います。しゃべられている方も全部同じ認識なのかというのが、僕も行政現場にいたので、アラートというのが旗を立てるとかという、DVでの支援とかの場合でも、わざとそこを強調して分かるようにする場合と、そうではなくて単に見られるという場合が違って、ちょっと今日のご説明ずっと聞いていると、何かそこがごっちゃになっているのではないのかなというのがあります。そうでなく、正確に全部皆さんのそれぞれの部署が使われているのだったらいいのですけれども、わざとアラート、わざとその部分にだけ旗を立てているというのであれば、その強調という形で見られる、逆に、見ましょうよという意味でそうやって旗を立てたりするのですけれども、そうではなくて単なる異動だったりすると、別にそれは見られるけど旗を立てているわけではないので、何かそのところが、今日のお話を聞いている中でごちゃまぜになっているなどというのは、ちょっと認識というか、感想を持ちました。そこは、今日でなくてもいいのですけれども、確認してもらえればと思います。

○松本座長 今の点で何か事務局のほう、ありますか。

○山田地域連携課長 児童相談所の山田でございます。アラートの表示の件でございますけれども、要対協で管理しているケースとか、もろもろありますけれども、そういったものにフラグがまず立っておりまして、そういった個人に対して何か動きがあったと、もちろん、さっきから転出は出ていますけれども、それ以外にも、例えば母子保健のほうで接

触があった、あるいは児相のほうで接触があったとか、そういった接触履歴が更新されたときなども、そのフラグが立っている人に対して何か動きがあった場合はアラートが表示されるというような位置づけなのですよね。なので、もちろんアラート表示が出ますけれども、そして経過を確認して、安心なケースもあると思いますし、これはやっぱり早々に動かなければならないケースもあると思いますし、そういった意味での一つの警告というか、アラートで、皆さん気づきましょうねということでの表示という位置づけと考えていますが。

○鈴木委員 そうすると、物すごい数が旗立っていませんか、そうではないですか。要対協ケースの中の、さらにまたA、B、Cとかでランク分けをして旗を立てているということですか。

○山田地域連携課長 要対協の進行形のケースだと全部立っています。

○鈴木委員 だから、それを、先ほど言っている上に上げていくという話で言うと、それをだから管理職が全部見るといった場合に、どれぐらいのケースなのかというのは、ちょっとさっき聞こうと思ったのですけれども、17ページでもあって、すみません、話広げたらあれですね、松本先生、関連しているところだけですね。

○松本座長 いや、アラートのことに関して、確認しておいたほうがいいと思います。

○鈴木委員 17ページでも、管理職が定期的にいろいろ指導していきますよとかというのも、だから、旗立っているものは全部というと、何件くらいそれぞれ旗が立っているのかというのは結構重要なのかなというか、僕も児童相談所システムとかで自分が責任者をやっていたので、ぼんぼん上がってくるのですけれども、全部を全部チェックできないほど上がってくるのだとすると、先ほど言っているのって、ある意味、幻想と言ってしまうのですけれども、またそれをどうやって分散して見るかとか、増沢先生が言っているみたいに、誰が管理して、どういうケースを管理するのかというのは決めないということと、何かアラートがどう関係なのかというところを検討されているのかされていないのかということだけお聞きしたいです。

○松本座長 では、今のところで、具体的に1人がどれぐらい件数をマネージすることになるのか、そのアラートのシステムの中でですね、それはどういう場合に、どういうふうにはアラートが立ってマネージということになるのかと。

○谷地域連携担当係長 児童相談所地域連携担当の谷と申します。要対協のケースなので、家庭児童相談室が昨年度受理した件数が、札幌市全体で約6,000件ぐらいなのですよ。児童相談所が受理したケースは8,500件ぐらいになっています。要対協ケースは、法律上いろいろありますけれども、一応札幌市では基本的に養護相談という相談種別で継続的な支援をしているものは、まず要対協にきちんと入れましょうと。本来ならもっと広い部分で法律上の立てつけがなっていることは承知していますが、一旦、でも、養護相談は関係機関との連携が特に重要だと考えておりますので、そういうことでやっています。なので、今申し上げた件数はほかの相談種別も含めた全件になりますので、そのうちの、家庭児童相談室であれば8割程度の数だと思います。児童相談所であれば、養護相談の相談件数比率が5割ぐらいですので、大体半分ぐらいがフラグが立つと。担当者については、そもそも地区とかが設定されていますので、例えば、家庭児童相談室であれば自分の区の方がまず表示されるようになっていますので、今言った数千件が全部

いきなり表示されるということはないですね、担当者が個別にログインしてですね。ですので、そこからさらに割り返していくと、家庭児童相談室であれば、多い区で900件ぐらいの受理件数になっていますので、それを、さらに職員でいくと、3人、4人ぐらいの職員がいますので、それで割った数というのが、常にその支援なりですね、継続的にしているかというふうに、割り返して、細かい数字、ちょっと今、数字、直ちに浮かばないのがありますけれども、そういうレベル感の数字というふうに考えています。

○鈴木委員 そうすると、300件ぐらいはマネジメントはしましようという感じなのですかね、組織のほう、長としてというか。

○谷地域連携担当係長 そうですね、家庭児童相談室ケースでいくと、組織の長となると、区全部になるので、例えば、一番多い区であれば800件とかそれぐらいにはなると思います。

○松本座長 よろしいですか、今、質問ということでは、確認ということで。

ほか、いかがですか、3期のところで。

○中板委員 すみません、これは本当に確認なのですけれども、そのアラートというのが、要対協の対象ケースとなったときに、例えば、本児の場合はいつこれは発動したのですかね、何時の時点でアラートは立つのですかね。

○松本座長 これはいかがですか。

○谷地域連携担当係長 それは、当時の対応だったとした場合ということですか。

○中板委員 はい。

○谷地域連携担当係長 少なくとも検証で明らかになっているとおりに、家庭児童相談室はそもそもこのケースは受理していないので、家庭児童相談室の立場で言うと、アラートが立つことはなかったということになります。児童相談所の場合でいきますと。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 すみません、本児のお母さんの場合は、母子手帳を交付したときに特定妊婦というふうな判断をしますので、その時点でアラートが立ちます。

○中板委員 今度からはですね。でも、要対協のケースではなかったのですよね、ならなかったのですよね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 要対協のケースにするという判断をしなかったです。ならなかったのではなくて、しなかった。

○中板委員 しなかった。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 はい。

○中板委員 ということは、ずっと、この本児の場合は立たないですね、今回は。今度からは、アラートとして立つといったときには、やはり保健が母子手帳を交付した時点で、やはりそこで特定妊婦だということ判断をしてアラートを立てるということ、判断した上で立てるという作業をしなければ、どんなにシステムがあっても稼働しないわけなのですよね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 特定妊婦というふうになっていれば立ちます、だから、特定妊婦という判断をするということは先生がおっしゃるとおりです。

○中板委員 その判断をした上でないと、やっぱり立ち上がっていかないということですよ。だから、前回、増沢さんがちらっと言ったかもしれないのですけれども、予防的に見ていくというのと、やはりこれはもう自立的に親が動かないなど、いわゆる介入が必要

なのだなという判断をして、虐待対応をする必要があるなという、そのフェーズが変わって、フェーズが変わったという判断があった上でアラートが成り立つということなのですね、結論は。

ごめんなさい、何か戻ってしまうかもしれないのですけれども、今回は、だから、特定妊婦としたけれども、ならなかったのはなぜだったのです。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 特定妊婦というふうには、支援が必要だというふうには判断はしていたのに、その支援のタイミングだとか支援方法だとかというところのアセスメントと組織的な共有が全くされていなかったからだと。

○中板委員 特定妊婦という判断はしたけれども、要対協に、いわゆる、それを上げるところでとまってしまったということですかね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 そうですね、個人的に斜線を引いて、戻していないということがありました。

○中板委員 分かりました。それは、だから、アラートを、これからのこのシステムがあっても、直らないということですよ、その可能性があるということですよ。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 可能性は否定できないですが、特定妊婦という、本当に基準として、札幌市が特定妊婦を、どういうふうなものを特定妊婦とするかということについては、今回の本事案の女児の事件を非常に教訓として考えているので、若年だったり、望まない妊娠だったり、精神科の既往だったり、もちろん被虐待歴があったり、DVがあったり、そういったことについては特定妊婦とするというふうな判断で、しかも、ただそれはイコールではなくて、そこで、さらなる条件があったときに特定妊婦ではないよね、この条件にはまらないけど特定妊婦だよということ、組織としてしっかりと判断するということを今徹底しています。

○中板委員 ありがとうございます。そうすると、家庭児童相談室が受けて、特定妊婦と判断をした時点でアラートが立つということですね、旗が立つということですね。

○阿部地域保健・母子保健担当課長 はい、そうです。

○中板委員 分かりました。

○松本座長 ほかはいかがですか。

鈴木さん。

○鈴木委員 今のと関連するところもあるのですけれども、ちょっと幾つか。18ページの34番と書いてあるところの中段のところ、令和2年4月にマニュアル作成し、警察からの要請対応や警察以外からの云々かんぬん、対応方針を整理して、警察からの要請対応について整理したというのは、どこかに形として、これはこうなったというのは残しているのですかね、つくっているのですかねというのは、これちょっと確認したいというか、見た限りだと、何がどうなったのかというのは分からない話と、さっきだと、警察の担当の人がいろいろ采配しますよみたいな話ではあったのですけれども、それがちょっと、事実確認をしたいのと、先に行ったほうがいいですかね、ここで確認してしまってから。

○松本座長 ちょっと今のところで確認しましょう。

○渡邊緊急対応担当課長 児童相談所緊急対応担当の渡邊です。ただいまの鈴木委員のご質問なのですが、休日・夜間の対応方針のマニュアルとしては、青ファイルの中の資料番号19番として、夜間休日対応業務マニュアルということで、支援員が夜間に警察ですと

か、それ以外に虐待通告等を受けた場合の対応方法について、マニュアルとして考え方、動き方を整理しております。

○松本座長 整理したというのは、この夜間対応マニュアル、青ファイルの19番という意味ですね。

○渡邊緊急対応担当課長 はい。

○松本座長 分かりました。

○鈴木委員 これ、変えたということですか、結局、食い違っていますよね、警察の言い分と児相の言い分とかというのは。なのですけれども、ここで、そういう場合はどうするのかというようなところは、何か書き加えられたのですか。

○渡邊緊急対応担当課長 この夜間休日の対応支援員は事案後に設置したものですので、警察から連絡があった場合等の対応については、事案を踏まえて対応を書いております。

○鈴木委員 分かりました。もう1点、すみません、19ページのところの、先ほどから関連しているのですけれども、児童相談所長に報告をしている云々という、現在の対応のところから2行目ぐらいにありまして、何かあったら報告するのですよというところで、ここはご質問ではなくて、ここは提案というか感想というか、私だったらというか、やっぱり単に報告しているだけではなくて、その優先順位とか、云々というのは、やっぱりコミュニケーションとか単に情報共有だけではなくこういうことだというか、これはAランクなのか、Bランクなのか、Cランクなのかとか、そういうのを担当者から上の人間、上という言い方は好きではないのですけれども、階級的に所長とか何かの人に言うのであれば、そういうのも含めて報告をすとかというのが何かあっていいのではないのかなと。それは、自分のやってきた経験とか、ほかで聞いているものとの感想になります。

すみません、あと3点ぐらいあるのですが、21ページのところの現在の対応、一番上の3行目辺りで、警察と同行したり現場臨場が可能となったという、こういうときに、このケースというのはどこのケースというふうに認識しているのかという、ここだけではないのですけれども、ヒアリングとかを通じて感じたのは、泣き声通報とかもそうなのですけれども、泣き声通報で調べている最中は児童相談所、それで、一応そこが調べ切ったらとか分からなくなったら児童相談所からは一回落ちて、自分たちが主担当から外れている、終わったケースだという、課長と所長でも認識は違っていたと思うのですよ、本児のケースは、ずっとどこが持っているのかといった場合に。

あと、さっきのとも関連して、その後の22ページのところの発達相談のところもそうなのですけれども、発達相談に切り替えたら、児童相談所の主担当案件のまま発達相談なのか、何かさっき、そのような感じにも受け取れたのですけれども、そうではなくて、児童相談所が主担当ではなくなって、各区の保健という部署に、母子保健のほうにケースが変わった、主担当がそっちになった、よく見守っておいてくださいとか、発達相談に切り替えたというのはそういう話なのではないのかなというふうにも聞こえていて、結局、ランクとかが時系列で変わっていった場合に、どこが主担当で、どこが持っていたのか、どこがサブでというところが、本事案の女兒のところでもう一回振り返ってみて、そのときというのがあります。今だとどうなのかというところが、ちょっと聞きたいというか、だから、そのところは明確にしているのか、まだその部分は検討していないのか。それで、戻ると、今のところの警察と電話がかかってきて、では一緒に行きましょうねといっ

たら、もうそれは児童相談所から受理している案件なのか、警察と言われて同行しているという意味では、まだ警察の案件というふうに認識しているのかとか、要するに、どこが主体的に動くのか、増沢さんの話と一緒に、情報共有をしたときに、どこが自分の案件と思っているのか、自分のハンドリングなのかというところが、何かこのところ、発達のところと警察との同行とかのところで、今だとでもいいのですけれども、今だとどうなのかというところはちょっとお聞きしたいです。

○松本座長 評価の問題で、評価の変化も含めて、主担当の認識なり、その明確化をどのようにするのかということが主なところですね。それとの関わりで連携とか共有とかということの仕組みを考えていますということだと思いますけれども、そこはいかがですか。特に、警察との同行云々というときのところはどうかとか。相談の切り替えのところは、これは、このケースに関して言うと、主担当は変わっていないという認識だったかなというふうに思いますけれども、警察のところは、そこはかなり、このケースについては。

○渡邊緊急対応担当課長 警察からの同行要請があった時点で、口頭の通告があったものとして児童相談所としては一旦虐待の通告として動くこととなります。それには、児童相談所として通告を受けて動くということですので、児童相談所が主担当ということでもいいかと思います。

それから、相談が切り変わる、この事例の場合は、ちょっと発達相談への切り替えというところは、やり方は問題があったかと思いますが、現在であれば、調査が終了して、その結果を報告した時点でのリスクアセスメントシートの内容に基づいて、同じ児童相談所内部の相談担当係に引き継ぐのか、区の家家庭児童相談室に引き継ぐのかということ調査結果報告の段階で判断をして、どちらかに引き継ぐ、そのタイミングで主担当は変わることが決まっていますので、あやふやなままで終わるといようなことはないというふうになっております。

○鈴木委員 そうすると、発達相談に切り替え云々というのは中の話で、明確にバトンを渡しましたよというのは分かるということですかね、やはり。何で本児のケースが分からなかったのかが分からないのですけれども、持っていたつもりとか、持っていなかったつもりとか、区がとかというのはあったのですけれども、今だとそこは明確だという、何かを変えて明確になったというふうな理解でよろしいですか。

○渡邊緊急対応担当課長 リスクに応じて、その後モニタリングをするという仕組みを今年度つくっていますので、それに基づいて対面での引継をそれぞれに行っておりますので、その時点で主担当が切り替わるということのはっきりと分かるようになっています。

○鈴木委員 本児と一回会えたときには、会えたというだけで終わってはいないという認識でいいのですかね。会えたから、泣き声通報という単発の一個で考えたら、泣き声通報で一個入りました、本児と一回会えましたということで、警察が行ってくれました、では、その点で落ちたという認識はないということでもいいのですかね。ヒアリングのときにちょっと不明確な部分がいっぱいあったので、ちょっとそこだけもう一回確認したかったのですけれども。

○渡邊緊急対応担当課長 現在であれば、警察が会えたということだけをもって調査が終わるといようなことはありません。この場合であれば同行訪問もしていたでしょうし、仮に同行していなかったとしても、自ら面談調査をした上で、調査したら終了させますの

で、繰り返しですけれども、警察からの調査だけをもって終わってうやむやになるようなことは、現在では起こらないと考えています。

○鈴木委員 すみません、最後になります。21ページなのですけれども、21ページの一番最後の現在の対応というところで、今だと、夜間であっても一時保護云々の場合は課長の指示のもと行えるようになってきているというけれども、これって前からではないのですか。今、何か変わったのですか、前はこういうことはなかったということなのですか、そこがちょっと分からなかったのです。

○渡邊緊急対応担当課長 現在は夜間の支援員が常駐していますので、一時保護が必要な場合には、当番課長の指示のもと、支援員2名が直接現場に行き、世帯の状況、お子さんの状況を確認したり、必要であれば児童相談所へ移送したりという体制ができてきているという意味です。

○鈴木委員 そのときは、その支援員というか警察担当というか、会計年度職員とさっき話があったのですけれども、その方の判断でということになるのですか。そこ組織との関係ってどうなるのですかね、所長とかと話をしてどうこうとかという話ではなくて、ここは、その人にもう委ねるという感じ、だから、課長の指示というのは、その方が課長に指示を仰いで動くということですか。

○渡邊緊急対応担当課長 鈴木先生のおっしゃるとおりで、当番課長が支援員から連絡を受けて、その課長が必要と判断すれば臨場するように指示をしますし、現場から報告を受けて、保護が必要であれば保護するようにという指示をします。それに基づいて支援員が行動するということになります。

○鈴木委員 そのときに、警察とこの事件、まさにこのケースなのですけれども、警察の食い違い、言い分が違っているのは、警察の担当の人をフリーにしておいたから解決するというのではないと思うのですけれども、その場合の食い違いというのは、あの事件の後、何か警察と具体的な話をし、ずれた場合に何かしましょうとかいう話をしたのかしなかったのかというのが1点と、それで、今回のがずれた場合にどうするのかというところの担保はどういうふうにするのですかね。

○渡邊緊急対応担当課長 警察からの通告があった場合の対応につきましては、令和元年6月に、厚生労働省、それから警察庁それぞれから通知が出ております、その通知の中で、どういった場合に同行するというようなことが示されておまして、その中身については、令和2年の10月に児童相談所と警察署との連絡協議会というものを開催して、その中身をお互い確認するということをしておりますので、前回のようない食い違いというようなのは起こりにくい、起きないというふうを考えております。

○鈴木委員 最後の細かい部分の確認というか、厚労省のほうの通知とかも当然僕も読んでいたので、あれだけだと抽象的なので、では、具体的にどうなのかというところが、今回でもずれていたのはそういう話なのだと思うのですよね。臨場感を持ってというか、危機感がずれているとか、臨検、捜索をしなくていいのかとかいうような話とか、ずれの部分というのは、細かいのかな、そこの部分について、ずれた場合の調整の仕方の何かの担保を持っているのかという話なのでもすけれども。この回答で終わりにします。

○渡邊緊急対応担当課長 最後の、協議会の中できちんとお互いに資料の中身を確認して、例えば警察が臨場した際に、世帯を確定した上で世帯と連絡がとれないですとか、訪問拒

否をしている、あるいは訪問したけれども直接の確認は拒否されているというような場合で、警察による適切な安全確認ができない場合には、児童相談所へ通告する、児童相談所に安全確認、同行を要請するというようなことを整理をして、お互い確認していますので、そういったずれというのは起こりにくいというふうに考えております。現場の警察官と、支援員だけの判断ではありませんので、夜間の当番課長もそれを踏まえた上で警察とやりとりをしますので、当時とは、認識はお互いつり合っているというか、認識は同じくしておりますので、そういった食い違いのようなものは起こらないのではないかと思います。

○松本座長 ちょっと別の角度で、以前、特に3回目の通告のときにかなり食い違いがあったと。協議をする体制があるので食い違いは起こらないはずだというのは、前も協議をする体制は多分あったわけですよ。ただ、それ、実際に、その日の現場レベルでの動きのところはかなり食い違ったということを防ぐために、何をどう変えたのかという話だと思うのです。多分、鈴木さん、そういう意味ですよ。そこはいかがですか。以前ではない、こういう形のものをつくったと、こういう運用にしたとか。協議の場があるので食い違いを防ぐというのは、それは一般論でそうなのですけれども、以前も協議をするという話には多分なっていると思うのですけれども。

○渡邊緊急対応担当課長 国の通知が出たのが令和元年6月でして、事案の後ですので、その通知の中身をお互いに確認したということで整理をしているのですけれども、それでは不十分ではないかというご指摘でしょうか。

あとは、その通知が、中身が分かりにくいということに関しては、会議の協議会の中でその通知の中身をかみ砕いて、フローチャートのようなものをつくって分かりやすくしてお互いに理解しやすいようにしている、そういった工夫もしております。

○鈴木委員 ちょっと違う角度から話しすると、具体例で言えば、例えば、全部児相が行けないわけですよ、警察が行ってもらえる場合があるわけですよ、警察が、本事案の女の子の話で、では、傷、あざはなかったですと言ってもらったときに、傷、あざだけではないから、もう一回行ってきてくださいと、ネグレクトも含めて警察に行ってくださいというような話をするのか、警察に頼むのは、傷、あざだけであって、ネグレクトは全部自分たちがもう一回見ていくのか、必ず同行するのか、でも、同行できない場合もありますよねといった場合に、ある程度警察にも研修とかをした上で、こういうところを見てくださいますとか、体重移動だとか、小さいとかということまでお願いするのか、そこは警察はあらかじめ、全て自分たちが行きますと、警察が一回行って、必ず2回目は自分たちが行くのですという形にしたのかとか、そういうことですね。だから、警察を信頼して、ある程度、信頼してはいけないという話ではないと思うのですけれども、警察の力をどれくらい見立てているかとかによって変わってくると思うのですけれども、それって、協議をして何かお互いに力を高めて何かやるというような話というような具体策が見えなかったの聞いていますけれども、厚労省の通知は、もう別にそれは分かっている話なので、でも、それを当てはめするのは難しい話なので、話を聞いているという話です。

○松本座長 いかがですか。

○渡邊緊急対応担当課長 中にも書いたように、外傷に関する研修というのは警察と合同で行ってまして、外傷の見立てに関するお互いの理解というか、そういったものは高めるようなことは昨年度やっております。ただ、警察が見たから全てそれでよしとするわけ

ではなくて、どうしても児童相談所の職員が直接見るべき、例えば子どもが小さいということに関する評価であれば、きちんと体重計を持って行って測定するですとか、けがの様子ですとか、室内の様子ですとか、子どもの様子、お母さんからの聞き取りといったところでは、児童相談所の職員が直接訪問して調査するべきというものですので、そこは警察が行ったから終わりではなくて、自分たちでも調査はします。中身によっては自分たちで調査はします。

○鈴木委員 警察が行く前に、こういうところを見てきてくださいということには言わないのですかね。そこはどうですか。

○渡邊緊急対応担当課長 現状では、そこまでは行ってはおりません。安全確認ですとか、お子さんの様子は警察が見て、連絡はもらっていますけれども、虐待調査そのものを警察にお願いするというようなことは現在やっておりません、我々で行っております。

○松本座長 ほかはいかがですか。警察との役割分担とか、何をどうして、自分たちの役割は何かということはどう明確にしたのかというふうな文脈でのご質問だったと思うのですけれども、ほかはいかがですか、第3期に関して。

藤原さん、お願いします。

○藤原委員 警察以外でいいですか。17ページのところの主な事例の経過で言うと、本世帯の実母に連絡がとれないという4月5日から、それから4月9日に折り返しの電話があるまでの期間のアセスメントと、それから、現状だったらどう対応するかということに対してお聞きしたいのですけれども、この現在の対応としては、とにかく緊急対応を手厚くして、夜間でも今まで以上に介入できるようになったという体制は、そのとおり機能していくのだというふうには認識したのですが、一方で、私がちょっと分からなかったのは、この本事案の女兒に関しては、出生時に、お母さんからすると実家にいたわけで、そここのやりとりの情報とかも多分記録上残って、そこに住んでいたということがあるのですけれども、ここで連絡がとれない、不在連絡を投函するというような事態が発生したときに、いわゆる、ほかのリソースを当たるとか、キーパーソンかどうかは分からないのですけれども、何らかの、この本事案の親子の情報を知るかもしれない人とどれだけ早くアクセスするかとかということ、実際にどれぐらいされたのかということと、そういうことと、この緊急対応の支援の場を手厚くするということと、やっぱりちょっと違うかなというところが私の印象としてはあるのですけれども、やれることを全部やっても、どうしても連絡とれないときというのと、やれることはどれだけ残されていたのかという辺りが、やっぱり今後の対応、それが夜中に起きるのか日曜日に起きるのかということも、マニュアルは分かったのですけれども、今ある時点での情報をどれだけ本事案の女兒の安否確認とかのために使えるのかという辺りが、ちょっとこの経過の記録だけだったら私の場合にはちょっと分からなかったので、その辺りのことについて教えていただくことはできますか。

○松本座長 いかがですか。

○渡邊緊急対応担当課長 現在であれば、土日であっても訪問できる体制はあるという前提ですけれども、時間帯を変えて複数回細かく訪問するですとか、実家にいたのだとすれば、母方祖母に電話をかける、あるいは実家のほうに行ってみるというふうな対応も考えられますし、あとは、可能性がある、お母さんが働いていたというような情報があれば、可能性がある24時間保育所への利用状況を確認する、利用があれば教えてほしいという

ような連絡を入れておくというようなことで、何らかのところでお母さんと関われないかというような調査は、今であれば行っております。

○藤原委員 ありがとうございます。それは、これを見る限り、今だからできるというのは、職員が増えたとかそういうことではなくて、観点を変えたという意味でよろしいのですか。観点というか、より、子どもの命を守るためにはという、先ほどの意識とか危機管理を強くしたから、今だったらそういうリソースを使うということではないのですか。

○渡邊緊急対応担当課長 意識の問題もそうですし、あとは、人数が増えたことで、一人一人が関われる、力を出せるところが増えている、前は人数が少なかったので、なかなか手が回らなかったというようなこともあったかもしれませんが、そういった意味では、意識の問題と、増やしたという部分で、その効果はあると思っています。

○藤原委員 分かりました。ちょっと私はそこが理解が違ったのは、人数が少ないからこそ、どうやったら今ある情報で誰にアクセスすれば効率的に会えるのかとか、48時間待たずにも安否確認できるのかというのが、人数が少ないからこそ持っている情報を駆使することなのかなというふうに思ってしまったので、それは、その時点でできなかった理由というのは、今のだと、やっぱり人手不足で、持っていたであろう、多分どこかには残っていたであろう、おばあちゃんの自宅とか、お母さんの勤務先とか保育園とか、そういうところにアクセスを実際にはしていなかったという、その辺、私はちょっと検証部会に入っていなかったので分からないところも、記録も見たのですが、それはせずに、4月5日から9日まで日にちがたっていたというのが事実だということではないのですか。

○松本座長 いかがですか。

○渡邊緊急対応担当課長 人数の問題はちょっと余計だったかもしれませんが、現在で言えば、その世帯に対するリスクの評価という部分では、現在はリスクアセスメントシートを使って受理報告を行っているですとか、小柄という評価についても、その情報があれば母子システムの情報を見て実際の体重を見ることもできますし、そういったところで、よりリスクが高い世帯だという評価は行えるようになっておりますので、そういったところも併せて、何としてでも48時間以内に、できるだけ早く安全確認するという動きをとる体制というか、意識になっております。

○藤原委員 分かりました、ありがとうございます。

○松本座長 8時ちょっと前になってきたので、今後、これからの時間の使い方をちょっと念頭に置いてと思うのですが、かなりお疲れに、ちょっと体力、集中力の限界もあるので、まず第3期のところで、特にここを今日確認しておきたいということがあればということと、ちょっとその後の進め方をまずちょっと確認してからそっちに入りたいのですけれども、当初は、前回も話しましたが、一回これ全体を通したら、ヒアリングという形でどなたかにおいでいただいて、もう少し詳しく聞くと、実際の状況をお聞きするというようなことを考えていました、今日もそのつもりだったので、ちょっと議論を、前回、今回のやりとりを聞いて、ちょっと一回、委員のほうで、3期通していろいろご説明受けて、3期通して、これは評価ワーキングですので、どういうところが評価できて、どういうところがもう少し進め方としてこうしたらいいかというふうなことの意見交換を一旦行ってから、必要があれば、ピンポイントというか、もう少しどなたかに伺うというふうなことをやったほうがいいのではないかというふうに思ったのです。

我々の目的、この評価ワーキングの目的は、今、札幌市がとろうとしておられる施策について、特に本事案の女児の事件を受けて、その再発の防止、あるいは、それも含めた全体の虐待防止施策をこういうふうにしていきますというようなことについて、そういう方向でよろしいかどうかと、今評価できることはどういうことかと、あるいは、方向として、ちょっと考え方として不十分な点はどこだということを明確にすると、我々の立場から意見を述べるということだと思いますので、何か、そちらの意見交換を先にしてというふうに思いますけれども、そこはいかがでしょうか。なので、次回はむしろ、3期通して、全体を通して、ちょっと札幌市が今おとりになっていることの評価という観点から意見交換をまずしたいというふうに思いますけれども。もし、そういうところでご異論がなければ、一旦そういうふうにするという前提で、今日の時点で確認をしておきたいと、3期でもいいのですけれども、いかがでしょうか、あるいは、次回そういう全体を通したディスカッションをするということであれば、こういう資料が欲しいとか、そういうことについても含めてのご発言があれば。

増沢委員、お願いします。

○増沢委員 賛成です。それで、今日、研修の資料をいただいたのですけれども、もう一つ、さっきの危機感の話もそうですけれども、こういう問題を扱う人の専門性というのを、特殊な専門性の育成というのは本当に大事だと思うのですが、そこら辺の、スーパーバイザーも含めてですね、どういう研修体系で人材育成を行っているかという情報をいただけたらありがたいなというふうに思います。

以上です。

○松本座長 それは児童相談所に限らず。

○増沢委員 はい、児童相談所に限らず、この問題に携わる、区もそうですし、保健師さんもそうですしということです。

○松本座長 区の生活保護のワーカーと、あとは家児相の方ですね。

○増沢委員 そうです、家児相の方。

○松本座長 家児相のことはほとんど、これまでまだ話題になっていませんので。研修体系の大きなところ、大きな。

○増沢委員 もしそういったものがあればということで。

○松本座長 それをご提供いただければと思います。

ほかはいかがでしょう。

○中板委員 私もその人材育成のところなのですけれども、報告書の中で、人材育成を考えていくに当たって、外部、例えば大学とかですね、そういった外部の意見も踏まえながら、非常に多角的に見ていけるような研修ということを書いたような記憶があるのですけれども、その辺がそのようになされたのかというところも含めて、お話、情報が欲しいです。

○松本座長 それは3回目の検証報告を出した後に、そういうふうにして何人かの外部の委員の人、アセスメントシートをつくったときに、それも含めて外部の人に関わった研修体制をつくるみたいな話になって、1回か2回、そういうのをやったと思うのですけれども、何か立ち消えになっているような気がするのです。その辺りをどう考えたらいいのかということも含めて。研修、人材育成を支える恒常的な外部の助っ人というのか、そうい

う人たちをどういうふうに確保していくかということも含めてですね、そこはどういうふうに考えるかと。

ほかはいかがでしょうか。

鈴木委員、何か。

○鈴木委員 さっき話せなかったことを話しているだけなので来週でいい話なのですけれども、関連して、もし可能であれば、今回、ページ、ずっとつくっていただいて、ワーキングの資料なのですけれども、本事案の女兒とあまり関係ないような研修だったりとか報告だったりとかというのがあって、行政で言えば、こういう資料っていっぱい作るのですけれども、対応しているものはいっぱいこういうところでこういうことはやっていますよと。でも、これが、本事案の女兒の検証を受けて、ピンポイントで、本事案の女兒を救うためにこれがこう変わったのだというところを、例えば星印に、すごく仕事を増やしてしまう意図ではないので、今ある資料であればこのままで、星印を例えばつけてもらうとか、すごい失礼な言い方ですけれども、最初の生活保護の研修といたら、本事案の女兒にフォーカスはしていなかったわけですよ。一般的なものとしての全体のレベルを上げる、その全体のレベルを上げるという研修とか対応方針というのは、それはそれで大事な話なので、それでもいいのですけれども、その中で、本事案の女兒の事件があったからこの部分を変えたのだというところが、現在の対応の中で分かるように、星なら星だけでもいいので、何かちょっとつけてもらうと、何回も同じようなやりとりがなくなるかなと。これって、本事案の女兒の後でどこが変わったのですかというのが、上げてもらっている中を見てても、あれ、これ変わっていないんじゃない？とか、あまりこれでは防げないんじゃないの？というのが何回もやりとりがあったので、ちょっと星が、1個だけでもいいと思うのですけれども、何かそのところをつけていただけたらというのが望んでいる話です。

あと、話せなかったのは、保育との関係と家児相との関係というところがあったので、一つ目がその星で、もう一つは、自分たちの部署が、今日の論点でもあったのですけれども、例えば生活保護のワーカーであれば、関係するところと連携を深めるという現在の対応方針があるので、関係するところがどこなのかをキャッチするのって実は難しいのだと思うのですよね。それをどうやってキャッチしているのかというところが何か分かるものというか。さっきの全件共有とか情報システムというだけで分かるのかといたら、分からない部分があると思うので、それは来週なのかな、そのところが何か、資料があれば、何を確認してほかの課の動きをキャッチをしていますよと、生活保護のところが、保健部署が関わっているということは確実に今だと分かっているのか分かっていないのか、それは保健から教えてもらわない限りは分からないのだと思うのですけれども、または児相から情報をもらわない限りは、生活保護がその本事案の女兒の家庭がどこの部署とつながっているのかというのは分からないのではないのかなと思うのですけれども、だから、自分のところと何を関係しているのかというところが何で分かるのか、どこが限界なのか、逆にここは分からないですよというのがあれば、何かその辺のが資料としてあればということです。すみません、2点です。

○松本座長 具体的に何が変わったかということ、割と短い形でもいいから分かるようにしてほしいと、こういうことをやっていますではなくて、ここを変えたということが分

かるようにということと、関係機関との連携等のところで、どこが関係機関かというのは、いつ、どう分かるのかという話ですね。ちょっと保育のことと家児相のことはまた次回含めて意見交換しましょう。

ほかはいかがですか。

それで、藤原委員から前回、保健師さんの配置について、ちょっとどういうふうに変化しましたかということのご質問があって、資料はご準備いただいていると思いますけれども、これは何か皆さんに共有していただける形の資料でできますかね。共有というか、今ここで示すのか。

○島谷子ども企画課長 今データで見れるようになって。

○松本座長 後で送っていただくということはできるのですか。

○島谷子ども企画課長 全然できます。

○松本座長 では、そういう処理でよろしいですか。では、ちょっと送っていただくということで、それを見て、またもし必要があればご質問いただくというふうなことにしようと思います。

それと、今回はヒアリングというよりは、むしろ我々の意見交換をということですので、札幌市さんが検証報告を受けて、いろいろ対策をとられているということをどう評価するかという観点で、やっぱり進んだこともあると思いますし、まだちょっと抜けがあるとか不十分だということもあると思いますので、そこを中心にちょっと一旦議論したいと。

それで、質問が残っているところがあって、中板委員が、多分前半のどこかで、二つ質問ありますとかいって質問されたところで、対応を考えるとときに、縦割りで、それぞれの部署で対応を考えるということではなくて、むしろ部局横断的に対応を考えるような、そういう考え方の仕組みのようなものがあるのかと、そういうふうなことをされているのかと、あるいは、そういうふうなことがあるのかというふうなご質問があったと思うのです。これ、どこもお答えにならないまま次へ行っているんで、これについて、どこが答えるということも含めて。どなたにどうお答えいただいたらいいのですか。

今のこれを見ると、それぞれの部局で検討されたことを集約されているというふうな形の資料というふうに見えるわけですが、それはそれで大事なことだと思うのですけれども。

山根局長、お願いいたします。

○山根子ども未来局長 子ども未来局長の山根でございます。全市的な、全庁横断的な児童虐待防止対策のための市長をトップとする組織、児童虐待防止対策推進本部会議というのを昨年5月に立ち上げました。この評価ワーキングの第1回の資料に、A4横の検証報告書の提言に対する具体的な取組内容及び実施状況という、10ページぐらいの資料がありますが、これが、児童虐待防止対策推進本部でいただきました、検証報告書の中でいただきましたそれぞれの提言に対して、どのように全庁横断的に取組を進めていくかというもの、その会議で整理したものでございます。例えば、検証報告書の、区及び生活圏を単位とした支援体制の強化の必要性というような提言に対しては、例えば、子ども家庭総合支援拠点の整備だとか、云々くんたんというふうな取組状況、これは子ども未来局子ども育成部が中心となって取りまとめて、全庁横断的、提言に対して網羅的に対応を整理したものでございます。

前回、今回と、本事案の女児の事案の時系列に沿った対応でこれらの取組は並べ変えていますので、横断的な取組は見えづらくなっている部分はあるかと思いますが、一旦は、いただいた提言に対して、このように一応全庁横断的に整理は行っているというものでございます。それが十分網羅されているかどうかというのは、皆様にしっかり評価いただきたいと考えております。

○松本座長 市長をトップとした会議というのは、何回開かれましたか、2回？

○山根子ども未来局長 昨年度は5月、11月、今年度が5月1回、今まで3回です。

○松本座長 それはそれぞれのところで検討されたことを上げて、それぞれ確認し合うというふうな作業ですか。

○山根子ども未来局長 それと、抜け落ちていないところがないか、そこだけ、その部局だけで検討すべきことなのかどうかということも含めて、一応子ども未来局のほうで幹事になって取りまとめは行っております。

○松本座長 分かりました。中板委員、今のようなお答えですけれども。中板委員がイメージしている組織体なり検討の在り方のレベル、ちょっとレベルが違うような気がしますけれども、そこは、そういうことでよろしいですか。

○中板委員 そうですね、でも、全体として、まずは取りまとめられている、だから、それを今度はそれぞれの部署に、あるいはそれぞれの部署が現場レベルでやっぱり組織横断しているような、そういう研修なり動きが見えるともっといいかなというふうには思いますが、一番最初の話は分かっています、第1回目のときに聞いたお話ですね。

○松本座長 それは、そういうのがあることは承知をしているということですから。

○中板委員 はい。

○松本座長 例えば母子保健を代表する誰かと生活保護と家児相と児相とみたいなどの現場レベルの人で、ちょっと全体の対策というか対応の方向を議論するような、そういう仕組みがあるかどうかというふうな、多分、中板委員はそういうものの有無ということで聞かれたと思うのですけれども、そこについてはいかがですか。あるのかなのか、しているのか、あるのかなのかというふうなことの質問ですけれども。マネジメントレベルの、長が集まっての市長のトップの会議があるというのは承知をしているということですから。

特にお答えがないようなので、それぞれのところで検討されているというふうなことで、それを何か整理して、ちょっとここで全体として協議しているというふうな、そういう認識で間違いはないということであれば、それはそれでいいですけれども、さっきの質問がそのままになっていたのです。よろしいですか、ほか、そういう理解で。

分かりました。

それでは、ちょっと約束のお時間を10分ほど過ぎたのですけれども、ちょっと今日のところはお開きにして、次回、全体を通して、評価ワーキングの任務である、今の施策のとらえている方向なり内容について評価できること、あるいはもう少し足していくことというふうなことを、意見交換をしていきたいと思っております。その中で、評価の柱のようなものを立てていく、次回で全部できるか、もうちょっとかかるかというくらいだと思います。その中で、ここについては特にやっぱりもう少しお話ししたいということが出ればヒアリングというふうな、お願いしていくということになるかと思っております。予定の回数よりは

ちょっと増えるということで、秋にもつれ込みますけれども、札幌はもう秋になりましたので、何とか、紅葉は迎えるくらいになるかもしれませんけれども、初雪の前に何とかけりをつけたいなと思っています。

よろしいでしょうかね。

それでは、今日のところは事務局にお返しをすることにします。

○事務局（島谷子ども企画課長） それでは、長時間お疲れさまでした。これで一旦終了させていただきますが、次回のワーキングの日程につきまして、改めて別途メールなどで調整させていただければと思いますので。

○松本座長 次回は日程がまだ決まっていますか。

○事務局（島谷子ども企画課長） まだですね。

○松本座長 では、次回だけで済まないの、あと二、三回分、多分、最低3回ぐらい、1回フリーワーキングして、それで柱を立てて、1回、評価の報告書の原案みたいな議論をして、最後に最終案を確認というので、最短で3回、あと、そこにヒアリングがもし入るとするとプラス1回ぐらい、最低三、四回はというふうなイメージでありますけれども。

○事務局（島谷子ども企画課長） 一応、今日ご指摘された資料をメールなどで送付させていただきますので。

○松本座長 よろしく願いいたします。

○事務局（馬場企画係長） すみません、委員の皆さん、すみません、1回目の議事録を送っていたかと思うのですけれども、修正なしということではよろしいでしょうか。

○松本座長 すみません、早急に確認したいと思います。

○事務局（馬場企画係長） はい、そのようにいたします。

○松本座長 よろしいですね。

ちょっと、ごめんなさい、もう1点だけ。各区の保護課のいろいろ資料をいただきました、重点事業とかもいただいています、各区の。各区の実施方針というのを、私、手元にコピーをいただいているのです。それで、これはかなり各区によってボリュームに差があって、20ページぐらいのところから100ページぐらいを超えるようなところまであるのですけれども、これを全部共有するというのは、ちょっと物理的にもしんどいかなというふうに思うのですけれども、一旦私のところにあるということで、もし必要があれば、ちょっと全体でどうなっていますかとか、それで、必要があれば、ちょっとまた改めて、どこかの区ということでご提供いただくというふうにしたいと思っておりますけれども、よろしいですか、そこ、資料の存在だけはちょっとお知らせをしておいてということで。

こちらの重点事業のところを見て、ちょっとほかの全体がどうなっているかということが議論になるようなことがあれば、そういう形で資料を使っていくというふうにしたいと思っております。

## 閉 会

○松本座長 それでは、これで終了でよろしいですね。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(以上)

(会議録について発言者内容確認済み)